

監査結果公表 16 - 10号

平成 14 年度包括外部監査結果に基づく第 3 回措置の通知及び、平成 15 年度包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

平成 16 年 9 月 1 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	高 田 寛 治
同	西 川 訓 史

## 記

### 1 措置の通知

平成 14 年度包括外部監査結果に基づく第 3 回措置の通知、及び平成 15 年度包括外部監査結果に基づく措置の通知

平成 16 年 8 月 27 日 企地第 108 号

### 2 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話 0729 - 24 - 3896 (直通)

### 3 その他

措置の通知については、市役所 3 階の情報公開コーナー及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 108 号  
平成16年8月27日

八尾市監査委員	西浦	昭夫	様
同	北山	諒一	様
同	高田	寛治	様
同	西川	訓史	様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月26日までに講じた措置について別紙のとおり通知します。

記

平成14年度包括外部監査について

・ 監査の対象

出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

平成15年度包括外部監査について

・ 監査の対象

補助金の財務事務の執行について

・平成14年度包括外部監査についての改善事項などの内容

(1)財団法人八尾市清協公社について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	(継続して検討)	適正化に向け、改善方針を検討しています。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	(継続して検討)	改善方針を検討しています。
3	し尿処理受付窓口におけるごみ収集袋配布業務における委託契約の未締結について	契約を締結し、清協公社は受付業務担当者の業務量に応じた人件費を受け取る必要がある。	(措置済み)	平成16年度から実施します。

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	業者への委託契約事務について	契約方法の入札形態への見直し、随意契約の場合は複数業者からの見積書入手し、伺書に随意契約である理由を明記する必要がある。又、清協公社は八尾市契約条例に準拠した契約規程を定めることを検討する必要がある。	契約方法の入札形態への見直しを図りました。なお、契約規程は平成16年度中に検討し、平成17年度から契約規定を定めます。	契約方法の入札形態への見直しを図りました。なお、契約規程は平成15年度中に作成するように努めます。
2	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	(継続して検討)	再任用については、労使の問題に関わることもあり、十分協議の上で解決されていくべきものと考えており、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討を予定しています。
3	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	(継続して検討)	統一的な処理を行うべく検討しています。
4	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	(継続して検討)	平成14年度から契約書において実費精算を明確にしました。又、退職給与引当金繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、現在、改善方針を検討しています。

5	清協会社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	(継続して検討)	八尾市清協会社将来計画策定検討委員会で検討しています。
6	清協会社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	(継続して検討)	八尾市清協会社将来計画策定検討委員会で検討しています。
7	清協会社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協会社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	(継続して検討)	八尾市清協会社将来計画策定検討委員会で検討しています。
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	(継続して検討)	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
9	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協会社の会計規程第60条の改訂が必要。会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。営業権償却費の別掲が必要である。	(継続して検討)	公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
10	情報公開状況について	出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。	(継続して検討)	決算報告書及び事業概要等については、既に八尾市のホームページに掲載していますが、指摘の寄付行為等についても可能な限り対象を広げて掲載する方向で検討してまいります。
11	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。	記載例を参考に平成15年度分から作成済みです。これに基づき情報を開示します。	記載例を参考にして事業報告書を作成するように指導するとともに、作成後は情報を開示します。

(2) 財団法人八尾市文化振興事業団(一般会計)について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	預金口座の管理不備について	入場料口座 還付金口座 振替口座について不明の預金残高の存在が見られ、また、適切な処理がされていない。各口座の入出金についての権限者の承認行為を含む管理体制の不備が見受けられる。残高について調査作業を継続するとともに、正しい処理を行うことが必要である。	の2口座の残高については、(財)八尾市文化振興事業団事務事業調査検討委員会(公認会計士や市職員及び財団役員等で構成)による調査に基づき、平成15年度決算において最終処理を行いました。 また、及びの預金口座については事務改善等により既に廃止しました。	の還付金口座については、平成14年度内で説明でき処理を行いました。 残るの2口座については、(財)八尾市文化振興事業団事務事業調査検討委員会(公認会計士や市職員及び財団役員等で構成)による調査により、残高内容の分析・発生要因の解明が終り、平成15年度決算において最終処理を行うこととしております。なお、及びの預金口座については事務改善等により平成16年3月末日をもって廃止することとしたため今後同種の問題は生じないこととなります。
2	棚卸資産の計上漏れについて	販売用物品が貸借対照表に資産として計上されておらず、根拠、記録保存のないまま無償配布された事例がある。棚卸資産として計上するとともに、物品の在庫管理等、適切な帳簿管理を行う必要がある。	平成15年4月1日に定めた「財団法人八尾市文化振興事業団物品販売にかかる事務取扱要領」の定めにより、取扱いを進めております。 棚卸資産として計上しなかった4品目については各資産関連事業のPR等に利用いたします。	平成15年4月1日で事業団において「財団法人八尾市文化振興事業団物品販売にかかる事務取扱要領」を定め、指摘された各事項にかかる取扱の明確化を図りました。在庫となっている4品目については、製作後相当年数を経過しており、商品価値が低下して評価額を判断できない状況にあり、棚卸資産として計上しない取扱をします。同物品の利活用については検討を行っています。
3	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	(継続して検討)	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの措置内容に対する再検討の申し入れを受け、関係部局と協議・調整中です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	物品の管理について	市よりの受託管理物品について、事業団において維持管理すべき物品の範囲及び維持管理の具体的内容を明示することが望まれる。	平成15年度内に作業を終え、物品管理を行っています。	八尾市文化振興事業団との管理運営委託契約時に、維持管理物品についての品目内容を明示した別紙を添付しました。現物管理、台帳管理の正確を期するため市と事業団で行っている物品確認調査について平成15年度内に作業を終える予定です。
2	自主事業で実施している主催公演について	自主事業について、多くの公演が収支不足の状況にある。自主事業に関与している職員の人件費も合わせるとさらに収支の悪化が見られる。自主事業においては、少なくとも収支均衡を目標に努力されたい。	自主事業については、市民ニーズの高い、集客の見込める事業への展開を図り収支の差を縮めることについて努力していますが、当財団の設立趣旨から考え、他の自主事業収入をあわせて均衡を図ることとしております。	自主事業については、市民ニーズの高い、集客の見込める事業への展開を図り収支の差を縮めることについて努力していますが、今後さらなる努力目標としてまいります。
3	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	文化会館の運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度を視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設のあり方については、事業団の設立経緯、存在意義など総合的な市としての文化振興政策のなかで検討してまいります。
4	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	受託事業において、事業を進める中で、文化振興事業団が1業者として業務を行うことがある。収入と支出を総額で計上するためであるが、自己に対する債権と債務は相殺して貸借対照表を作成する必要がある。なお、自己に対する債権債務の精算にあたり、その決済は会計伝票上のみで預金は動かす必要はないと考える。	現在使用の公益法人会計システム処理では、同一口座内においても入出金額を入力しなければならないため、現行通りの処理を行います。但し、請求額を預かり金口座に振替えることで経費の支出を行い、後日預り金口座より業者支払いと、その他の事業団収入を手数料収入として本口座へ振替えるように平成15年度に処理を変更したことにより、同一口座内での入出金処理はなくなりました。	現在使用の公益法人会計システム処理では、同一口座内においても入出金額を入力しなければならないため、現行通りの処理を考えています。但し、請求額を預かり金口座に振替えることで経費の支出を行い、後日預り金口座より業者支払いと、その他の事業団収入を手数料収入として本口座へ振替えるように平成15年度に処理を変更したことにより、同一口座内での入出金処理はなくなりました。
5		現金勘定以外の勘定(前払金、仮払金)で処理されている手元現金は、貸借対照表上は現金として表示する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。

6	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	会計処理の都合によって生じた債権債務について、貸借対照表上、労働保険全体の部分については、文化振興事業団の対外的な未払金額のみを計上。個人負担分については「未収金」と「預り金」に未払金に含まれている預り金相当額を加えた金額」とを相殺することが望まれる。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
7		総括表において相殺欄を設けて、一般会計の債権(特別会計への未収金)と特別会計の債務(一般会計への未払金)とを相殺し、相殺後の金額を総合計欄に記載する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
8	情報公開状況について	出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、平成17年度より行ってまいります。	収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、検討してまいります。
9	事業報告書の記載内容について	日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。	記載例を参考に、事業団において平成15年度の「事業概要」に指摘された項目について掲載し、情報の開示を行っております。	記載例を参考に、事業団において平成15年度の「事業概要」に指摘された項目について掲載し、情報の開示を行っております。

(3) 財団法人八尾市文化振興事業団(特別会計)について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規程の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	(継続して検討)	平成15年10月1日付八尾市監査委員からの措置内容に対する再検討の申し入れを受け、関係部局と協議・調整中です。
2	物品の管理について	建設備品に該当する物品の管理につき、八尾市財務規則に従って管理する必要がある。	(継続して検討)	建設備品に該当する物品の管理については、現在関係部局と調整しており、指摘事項に沿った改善を図るべく作業を進めております。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	自主事業の生涯学習講座事業及びフィットネス事業について	フィットネス事業については民間との競合を避けつつ、高齢者の健康増進寄与に特化し、利用者増や委託契約の見直し等収支改善策が必要である。また八尾市の3つのフィットネスクラブ全体につき再検討が必要である。生涯学習講座事業については、その目的に合った講座に特化し費用回収の仕組みを構築することが望まれる。	ウエルネス事業については、3つのフィットネス全体を運営するため、平成16年度から(財)八尾体育振興会へ移管を行いました。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、費用回収に向け努力してまいります。	フィットネス事業については、指摘された意見を踏まえ、関係部局と調整を図り、平成16年度からの改善に向け調整を進めています。また、生涯学習講座事業については市民のニーズを的確に把握し内容を精査するとともに、費用回収に向け努力してまいります。
2	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	生涯学習センターの運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の『事業概要』により公開いたします。施設の管理等については、指定管理者制度も視野に入れ、事業団の設立経緯も勘案し、検討してまいります。	事業団においては、さらなる経常経費削減に努力します。施設の収支・利用状況は毎年度発行の事業団の『事業概要』により公開いたします。施設のあり方については、事業団の設立経緯、存在意義など総合的に生涯学習推進政策のあり方のなかで検討してまいります。
3	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	ウエルネス事業未収金の表示については、3月31日時点で現金を受け取っているため、現金として表示する必要がある。	事業団の科目摘要では現金預金となっており、預金額は事業団の資金としています。また、会計システム上においても現金で入金した時点ではなく、銀行口座に入金した日を入金日とみなしており、年度末日の売上額は翌年度最初の銀行営業日に口座へ入金するため未収金として計上しています。以上により15年度は現行通りの処理を行いました。なお、ウエルネス事業につきましては平成16年度から(財)八尾体育振興会へ移管を行ないました。	事業団の科目摘要では現金預金となっており、預金額は事業団の資金としています。また、会計システム上においても現金で入金した時点ではなく、銀行口座に入金した日を入金日とみなしており、年度末日の売上額は翌年度最初の銀行営業日に口座へ入金するため未収金として計上しています。以上により現行通りの処理をしたいと考えています。
4		現金勘定以外の勘定(前払金、仮払金)で処理されている手元現金は、貸借対照表上は現金として表示する必要がある。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。
5		会計処理の都合によって生じた債権債務について、貸借対照表上、労働保険全体の部分については、文化振興事業団の対外的な未払金額のみを計上。個人負担分については「未収金」と「預り金に未払金に含まれている預り金相当額を加えた金額」とを相殺することが望まれる。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。	平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。

6		<p>総括表において相殺欄を設けて、一般会計の債権(特別会計への未収金)と特別会計の債務(一般会計への未払金)とを相殺し、相殺後の金額を総合計欄に記載する必要がある。</p>	<p>平成15年度決算から指摘通りの処理を行いました。</p>	<p>平成15年度決算から指摘通りの処理を行います。</p>
7	<p>情報公開状況について</p>	<p>出資法人の寄付行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。</p>	<p>収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、17年度より行なってまいります。</p>	<p>収支計算書等については既に更新済です。計算書類以外のホームページ上の情報の開示については、検討してまいります。</p>
8	<p>事業報告書の記載内容について</p>	<p>日本公認会計士協会「公益法人における事業報告書の記載例について」を参考にして事業報告書を作成し、八尾市民へ適切な情報を開示することが望まれる。</p>	<p>記載例を参考に、事業団において平成15年度の『事業概要』に指摘された項目について掲載し、情報の開示を行っております。</p>	<p>記載例を参考に、事業団において平成15年度の『事業概要』に指摘された項目について掲載し、情報の開示を行ってまいります。</p>

(4) 財団法人八尾体育振興会について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	財団法人八尾体育振興会職員互助会について	職員互助会運営につき、積極的かつ計画的な事業遂行が望まれる。	(継続して検討)	互助会の目的である「職員相互の親睦と福祉の増進」を図るため、積極的かつ計画的な事業展開を図るよう指導してまいります。
2		職員互助会活動につき、議事録・予算書・決算書の保管、年度開始前の事業計画書・予算書作成、年度終了後の事業報告書・決算書作成とそれらの理事会での承認及び振興会への報告が必要である。	(継続して検討)	事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書を作成し、互助会理事会の承認のもと会員及び振興会へ報告するよう指導してまいります。
3	退職給与引当金の計上について	規程における引当金計上の明文化と引当金の自己都合退職(普通退職)を前提とした算定への変更	(継続して検討)	財団としては、財政上の問題から、財源の一定確保のため、当面は特別退職を前提とした退職引当金の計上を考えているとのことであり、引き続き検討を行ってまいります。
4	山本球場駐車場用地の無償貸与について	無償貸与の再検討: 振興会への市からの貸与の有償化もしくは振興会に適切な管理委託費を支払い、駐車場収入は市の収入とすることの検討が望まれる。	(継続して検討)	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、自主事業の貴重な財源となっていることから、対策については、慎重に検討してまいります。
5	自主事業について ア)一部のスポーツ教室及びフィットネス事業の民間との競合	スポーツ教室については、市民ニーズを的確に把握し、民間事業会社では提供できない、あるいは不足する教室を開催する。	(継続して検討)	市民ニーズの的確な把握に努め、民間と競合しない、あるいは不足している教室等の開催に努めてまいります。
6	自主事業について イ)スポーツ教室、フィットネス事業の収支不足について	スポーツ教室については、その収支について十分検討したうえ、事業実施される必要がある。フィットネスについては、継続するのであれば収支改善を図るべく、費用削減や委託契約の見直しに取り組む必要がある。	(継続して検討)	スポーツ教室の内容を精査するとともに、フィットネス事業については、契約方法の見直し等により改善を図ります。
7	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化による費用削減等の検討が必要であり、早期に今後のあるべき方向性を決定することが望まれる。	(継続して検討)	八尾市立スポーツ施設運営審議会において、検討してまいります。

(5) 財団法人八尾市緑化協会について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H16.7.26までの措置の内容と改善の方針	H16.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	協会と市及び市民間の正確な情報の共有化、場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発事業内容の随時見直しが必要である。	みどり室が以前から作成している「公園管理業務委託書 月別一覧」に発注額の欄を設けて把握できるよう平成15年8月から実施しています。啓発事業については、新たに市民の有志による「花と緑に関する趣味の同好会」を立ち上げ実施しています。	みどり室が以前から作成している「公園管理業務委託書 月別一覧」に発注額の欄を設けて把握できるよう平成15年8月から実施しています。

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	八尾市補助金交付規則の制定	八尾市の補助金事務全般を規定する「八尾市補助金交付規則」がないため、各補助金事務実施部署において補助金制度別に作成されている補助金交付要綱の規定内容に統一性がなく、また、一部の規定に不備が見られる。「八尾市補助金交付規則」を制定する必要がある。	八尾市が交付する補助金事務全般を規定する「八尾市補助金交付規則」を、平成16年6月30日付で制定し、併せて「補助金交付様式集」及び「補助金交付要綱(参考例)」を示し、説明会(6月29日)を開催することにより周知徹底を図りました。
2	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	補助金についてマネジメントサイクル(PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(見直し))の考え方を補助金管理に導入することで、補助金の有効性がさらに確保されるものと考えられる。また、補助金に関する管理事務の実効性を確保するために「八尾市補助金管理マニュアル」を設けることを検討すべきである	補助金の有効性、効果性に関する定期的なチェックについては、平成12年に策定した「補助金等交付基準」に基づき、毎年度の予算編成において実施するとともに、概ね3年を目途に見直しをすることを考えています。
3			・評価方法について: 補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価: 内部の評価機関により3年に1回実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する第3次評価を実施することが望まれる。	補助金の評価方法については、今後十分検討してまいります。
4			・評価結果の公表: 評価結果については八尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任を果たすことが望まれる。	
5			補助対象者の見直し: 評価結果によっては補助対象者を見直す必要があるが補助対象者を公募(プレゼンテーション)により決定する手法に拠るべきか有効性の観点から検討することを期待する。	
6			市民からの事業提案: 行政への市民参加をさらに進めるためにも、市民から、八尾市の施策を達成するための事業提案を受け、当該事業への補助を行うことも検討する必要があると考える。	補助金によっては、その対象者を広く公募する方がより効率的・効果的な事業執行になると考えられる場合は、検討していく必要があります。 まちづくりに関する市民の行政への参加意欲を高め、また、新たな市民活動を促進する観点からも必要なことであり、すでに一部で取り組みを実施しています。

(2)各補助金について

1)八尾河内音頭まつり振興会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱が未作成	当補助金について補助金交付要綱が作成されていない。これについては、事業内容の変更や協賛金増減等により、補助金額を増減せざるを得ないため、交付要綱を定めていないとのことであるが、「対象となる経費を定め、補助金額は予算の範囲で市長が別途定める」として、それ以外の事務については要綱で規定すべきである。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		補助率の見直しが必要	平成 14 年度の八尾河内音頭まつり収支決算報告書によると収入 26,034 千円のうち、補助金が 16,000 千円であり、収入に対する割合は 61.4%である。八尾市「補助金等交付基準」によると「補助率にあつては原則 2 分の 1 以下とし、これを上回る補助率については、縮減する」とある。補助率が高いことの妥当性(補助の必要性)について、さらに検討されることが望まれる。	現在改善方針につき検討を行っております。

2)地区集会所整備費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	地域住民の総意であることを証明する書類の不備	要綱第 6 条(7)において補助対象地区に提出を求める書類の 1 つとして「地区集会所の整備が地域住民の総意であることを証明する書類」を求めている。 平成 14 年度補助対象のうち 3 集会所において「地域住民の総意であることを証明する書類」として集会所管理運営委員会名簿等が提出されているが、後に地区住民間で紛争が発生しないために、地区住民総意の同意書を入手しておくことが望まれる。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		領収書原本の確認	要綱第 10 条(4)補助対象工事に係る費用を支払ったことを証明する書類として、領収書の提出を補助対象先に求めている。 平成 14 年度補助対象先のうち 1 集会所の改築工事については、領収書の原本確認後コピーを保管していたが、領収書の原本を確認した旨を検査書類に記録することが望まれる。	現在改善方針につき検討を行っております。

3) 有功者会補助金

意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	秘書室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金交付規則等に基づき、補助金交付要綱の改訂について、現在検討中です。
2		補助対象経費の明確化	本来、補助対象は市政研究に寄与する施設の見学費用等、研修に関するものに限るとし、それ以外に関するものについては、補助対象とすべきではない。また、補助金とは、本来、事業費の不足分の補助に限るべきであり、有功者会の組織維持に係る費用については補助対象とすべきでない。	補助対象経費のあり方について、補助金交付要綱の改訂に合わせ、現在検討中です。
3		補助効果の把握	事業報告書の内容は、有功者室の開放回数と利用状況、研修会の目的地のみの記載であり、有功者室開放や研修会参加により市政発展に寄与している事実(相談内容の開示、研修会報告書提出等)の把握ができない。事業報告書には効果の把握できる内容を記載させる必要がある。また、研修事業計画書の提出も求める必要がある。	事業報告書や研修事業計画書の記載事項について検討します。

4) 自治振興委員会補助金

意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確	補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確である。補助対象事業と受託契約内容を明確に区分することが望まれる。	現在改善方針につき検討を行っております。
3		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

5)八尾市民自治研究所補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則制定により、改善しているが、精査のうえ改定の必要があるものについては対処するものとします。
2		補助効果の測定	研究所の活動により、八尾市政への程度貢献したのか、数値指標での測定は実施していない。集会参加者数の把握はしているものの、補助金の効果指標としては利用していない。今後、八尾市政への貢献度(例えば、集会参加者、研究グループ数、研究内容の市政への利用度)を補助効果の測定指標とし、当補助金を再検討することが望まれる。また事業実績報告書には、補助事業の内容の記載のみならず、補助の効果の確認を可能とするような内容を詳細に正確に記載させる必要がある。	補助金の効果測定については、可能な限り事業実績報告書の内容を詳細かつ正確に記載するよう指導に努めてまいります。
3		研究助成制度の必要性	3 件しか研究助成金制度の利用者がいないことについては、八尾市民に対して、当研究助成制度についてのアピールが不足している、研究グループへの助成という現在の手法が有効ではない、という 2 つの理由が考えられる。 に対しては、「市政だより」において、研究グループ助成制度についての掲載を実施する等の方法で、市民へのアピールを実施することも1つの方法である。少なくとも年 1 回は掲載することが望ましい。 に対しては研究者・グループへの助成制度でなく、別の方法(研究論文を公募し、その賞金とする等)により、八尾市政に対して市民が取り組む機会を設ける手法がないか、検討する必要がある。 研究報告書については、作成後、八尾市政に何ら利用されていないが、今後は、八尾市職員、議員、市民に積極的に閲覧させ、八尾市の政策へ反映できる機会を与えるようにするべきである。	平成 15 年度の研究助成制度については、4 件の応募があり、支援決定を行っています。また、平成 16 年度は研究支援については、市政だよりに公募の記事を掲載しており、広く市民の自主研究について支援を行う予定です。また、研究報告書についても、市内部で積極的に活用してまいります。
4		余剰資金の妥当性	補助金は事業費不足分に対する補助とすべきであり、少なくとも運営費は会費等の自己収入から賄われるべきであると考え。余剰金が多額にある現在、余剰金を事業費の財源として使用し、補助金を減額することを検討すべきである。	補助金については平成 16 年度より一部減額しました。
5		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	研究所の事務局は八尾市企画調整部地域経営室内にあり、地域経営室職員が業務時間内で研究所事務局としての業務を行っている。研究所への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、研究所の事務については、自主運営することを検討することが望まれる。	補助の効果について評価するとともに事務の自主運営について検討してまいります。

6) 八尾市人権協会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権調整課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市人権協会運営費助成金交付要綱については、現在改定作業中であり、近日中に取りまとめる予定です。
2		収支決算書における支出明細の区分把握、補助金未使用分の返還	協会では八尾市からの事業受託金(人権啓発関係業務等の受託料)の収入を計上しているが、予算書、決算書における支出明細は、これらの収入を財源とした支出も含まれている。したがって、補助対象経費が把握できない。収支決算書における支出明細は、受託料と補助金に対応した分を各々区分することが望ましい。区分することで、補助金未使用による要返還分を把握することができる。補助金未使用分は返還することが望まれる。	平成 16 年度分より、助成金と事業受託費との支出区分の明確化を図るよう指導するとともに、その実現を図ります。 また、助成金の未使用分については、平成 15 年度決算に基づき事業内容等を分析し、未使用分の返還について協議を行い、その実現を図ります。
3		検査の記録の未作成	年 1 回決算後に支出状況についての検査(領収書等の閲覧)を実施しているとのことであるが、その検査状況の記録が残されていない。第三者にも把握できるように記録に残しておくことが望まれる。	平成 16 年度(平成 15 年度決算分)から、別紙「八尾市人権協会運営費助成金検査記録簿」に基づき検査を実施します。
4		退職積立金の計算根拠の不備	八尾市人権協会事務局には、事務局長 1 名(平成 13 年度以前から配属)と常勤職員 1 名(平成 14 年度から追加)が配属されている。補助対象としている事務局長に対し退職金制度は特に設定していないが、毎年 200 千円の退職積立金が計上されている。この 200 千円については、計算根拠がないとのことである。退職金制度を設定する等、退職積立金の計上処理に合理性を確保するようにすることが望まれる。	平成 16 年度中に退職金規程を整備するよう指導するとともに、その実現を図ります。 なお、毎年度の積立額については、前記退職金規定に基づき予算に計上するよう指導します。

7) 人権擁護委員八尾地区委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱が未作成	当補助金に対して補助金交付要綱がない。補助事業の所管課の変更が多く、要綱を作らないままに現在に至ってしまったとのことである。 補助対象経費や補助に係る手続を規定した要綱が必要である。	補助対象経費や補助に係る手続等を規定した「人権擁護委員八尾地区委員会補助金交付要綱」を制定し、平成 16 年 5 月 25 日より施行しています。

2	補助効果の未把握及び補助対象経費の特定	補助対象経費の主な内容は委員研修費である。支出証憑は事務局へ提出され保管されているとは言え、研修内容の報告書はなく、市政への効果についての把握はない。補助効果が把握できるように、研修報告書の提出を求めることが望まれる。 また、補助金とは本来、事業費の不足分に対するものに限るべきである。研修の場合、研修にかかわる交通費、宿泊費及び施設見学費程度の補助に限定し、それ以外の支出については委員の自己負担とすることが求められる。また、1泊2日の研修については、2日とも研修を行うことが望まれる。	委員研修の実施内容及び補助効果が把握できるよう平成16年度研修分からは、研修報告書の提出を求めています。また、要綱上補助対象事業を限定したことに加え、1泊2日の宿泊研修とする場合には、その研修内容につき十分検討し、両日研修を実施する場合に限り宿泊することとしました。
3	補助の必要性	人権擁護委員の活動内容に応じ、補助のあり方を見直す必要がある。補助金額の算定根拠は9人の委員×2万円＝180千円とのことであるが、1人あたり2万円とした根拠がない現状から、補助対象事業を特定することが望まれる。具体的には、補助すべき事業を基本的人権の擁護に関連する図書購入費や研修費(交通費、宿泊費、施設見学費)に特定し、それ以外は委員から徴収する会費で補うべきである。	補助対象事業を基本的人権の擁護に関連する図書購入費や研修費(交通費、宿泊費、施設見学費)に特定し、「人権擁護委員八尾地区委員会補助金交付要綱」第3条に明記しました。また、それ以外の経費は委員から会費として徴収しています。

8) 校長会に対する(人権)研修助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘を受けた項目について、補助金交付要綱を改訂しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。

9) 八尾市人権教育研究会助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権教育室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘を受けた項目について、補助金交付要綱を改訂しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。

10) 八尾市女性団体連合会に対する助成金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市女性団体連合会補助金交付要綱を策定しました。

2	余剰金の返還条項について	助成金の交付目的は運営費補助であり、助成金の交付目的から判断して余剰が生じた場合には返還を求めるのが当然であることから、内規又は「社会教育活動(女性団体活動)の助成金交付について」或いは「交付指令書」において返還条項を明確に記載すべきである。	当該補助金は社会教育団体の運営費補助であるが、今後要綱において補助金の使途科目を明確にしつつ、返還条項の挿入を行って参ります。
3	余剰金についての概念の明確化	返還条項の新設に関連して、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。	使途科目を設定した条項で余剰金の概念が明確になります。
4	助成金額の算定根拠の明確化	内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するために交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が前年度の金額を踏襲した固定的なものとなっている。 連合会にとって事務費負担を含むすべての活動がボランティア活動の対象であるのならば、運営費補助という趣旨での助成は不要なものとなる。ボランティアベースとはいうものの、社会的意義が認められる日頃の活動の拠点としての意味でその存在が必要な事務局の運営維持を図るために、行政が財政的な困窮状態に対する救済として積極的に助成を図るという趣旨からは助成金額は運営費の不足分ということになる。したがって、運営費補助は限定的に考えるべきであり、明確な助成金の算定根拠と算定方法が求められるところである。	当該補助金は社会教育行政に対する、市民の、また、社会教育関係団体の自主的な活動を促進するための助成制度であり、その活動の一部を援助することは社会教育行政そのものであります。しかしながら、今後その使途目的については明確にしていく必要があり、財政状況を鑑み予算の定める範囲において長年に渡る活動の円滑化を図るために助成制度を確立していく必要があると考えます。

11) 財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	H16 年 6 月 30 日付の八尾市補助金交付規則を受け、補助金交付要綱を改訂中です。
2		補助対象の検討	現在、国際交流センターに対しては運営費補助を行っており、職員の人件費(職員活動旅費を含む)、初度調弁費、その他市長が必要と認めた費用を補助対象としている(要綱第 2 条より)。しかし、実際に平成 14 年度の補助内容を把握したところ、センターの人件費及び基本財産の金利低下による補填分であった。国際交流センターは八尾市民の国際意識の高揚と諸外国との相互理解の増進を図り、国際平和に貢献することを設立趣旨とし、地域における「市民レベルの国際交流」を展開している。したがって、行政の補完的要素があり、運営費補助とすることも理解できる。しかし、セミナー等の参加者収入確保対策を採用する等、収入の増加対策と運営の効率化によるコスト削減に努めることが望まれる。その一つとして、事業に要する正確な費用を把握するために、人件費についても事業別に配分することが必要である。	外部監査からの指摘をふまえ、事業に要する費用の積算方法(人件費含む)について、国際交流センターと協議しながら、検討を進めてまいります。

3	補助金交付申請書内訳の書式統一	<p>出向職員労災保険料については、補助金変更申請時には交付申請内容として記載されていない。この理由については、当初は出向職員労災保険料を八尾市は交付決定し、補助対象として交付していたが、年度末には実際に出向職員労災保険料を国際交流センターは負担しているにもかかわらず、国際交流センターから八尾市への申請漏れであったとのことである。八尾市としては補助金変更申請書の内容検査の漏れである。</p> <p>このような検査の漏れが発生した理由としては、補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳書の書式が異なっていたためであった。今後、補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳書の書式を統一し、このようなことが生じないようにすることが望まれる。</p>	<p>補助金交付申請書と補助金変更申請書の内訳の書式統一について現在作業を行っております。</p>
4	補助効果の測定	<p>当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討すべきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討することが望まれる。</p>	<p>外部監査からの指摘をふまえ、参加者へのアンケートの実施など、事業実施の効果を把握する手法を国際交流センターと協議しながら、検討を進めてまいります。</p>

12) 八尾市職員自主研究グループ助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>補助金等交付基準に示されたように、補助金交付要綱については、内容の精査及び検討を進めてまいります。</p>
2		研究グループの参加者募集方法の検討	<p>研究グループの活動内容は人事課職員課ニュース「いきいき職員通信」(八尾市職員を対象に配布)において開示され、当ニュース閲覧によりグループの研究内容が把握でき、希望者は参加することが可能である。しかし、「いきいき職員通信」以外にはグループ活動内容を開示していないため、市職員以外の者が当グループの存在を知ることができない。したがって、市職員以外の者がグループに加入する機会は市職員からの情報入手しかなく、市職員の関係者が参加しているのが実態である。参加者の多様化によりさらなる研究内容・資質の向上をめざし、研究成果を施策に反映させるためには「いきいき職員通信」だけでなく、他の広報手段にも拠ることが望ましい。そのためにはまず、「市政だより」にも掲載し、さらに積極的な市民の参加も求めたほうがよいと考える。</p>	<p>市職員による活動が中心であるが「市民との協働」「パートナーシップ」が叫ばれるなか、市民とともに活動を推進するグループについて、過半数を市職員とした主体制を維持するとともに、市民メンバーの公募を必要とするグループについては、市政だより等で活発な参加がなされるよう、各グループに対して働きかけを行ってまいります。また自主研究グループ本来の主旨についても検討を加えるとともに、今後助成金廃止も視野に入れながら、多面的に精査検討を行ってまいります。</p>

3		八尾市施策と補助効果との明確化	<p>毎年度末後、各研究グループは自主研究活動成果報告書を職員長に提出している。自主研究活動成果報告書では、研究活動内容や、市政への影響内容、活動目標達成度を記載している。当該補助は、研究の成果を事業に反映するなど市政の発展に資することを目的としており、活動成果報告書においても施策との関係について記載し、さらに市政に対する提案も求めたほうがよいと考える。</p> <p>一方、活動目標は各研究グループが補助交付申請時に設定しており、自主研究活動成果報告書において活動目標達成度がパーセントで記載されている。この目標が八尾市政のどの部分にどの程度寄与しているか、貢献度を評価させるなど、施策との関連性やコスト意識を喚起する工夫が必要である。</p> <p>また、当補助金の目的の一つとして、「研究の成果を施策に反映させるなど市政の発展に資する」が挙げられるが、「市政発展に資する」活動とは何か、明確に活動を規定しておくことも必要があると思われる。</p>	<p>自主研究グループの目的は職員の啓発意欲を高揚させ、資質の向上を図るなど研究の成果を施策に反映させるものであり、本来自主的な研究活動を促すのがねらいであります。市の施策のために時間内に研究させているものでなく、むしろ知識の底上げ、市政の発展に資するものと考えます。今後は研究による市政に対する提案等の働きかけなど、そのあるべき姿についてより明確となるよう、助成金の廃止、存続についても整理・検討を進めてまいります。</p>
---	--	-----------------	---	---

13) 国民健康保険保険料納付組合助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、平成16年度内に補助金交付要綱を改訂します。

14) 社会福祉協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。
2		補助金交付時期の見直し	<p>要綱には補助金の概算払いの規定はないが、精算に関する記載があることから、概算払いを容認しているものと推定できる。</p> <p>現在、補助金の交付は、4月と10月に各2分の1交付し、補助金交付済額と実績額とが異なる場合は、事業終了後に精算している。</p> <p>当該補助は人件費補助であり、給与は毎月支払うものであるため、半年分も資金が一括して必要なものではない。</p> <p>今後は、要綱に概算払いの規定を設けるとともに、実務としては協議会に人件費の支払予定表の提出を求め、人件費の支払時期に合わせて交付することが必要である。なお、事務効率を勘案して、毎月交付ではなく、2カ月分交付、四半期分交付も検討に値する。</p>	平成 16 年度より四半期分交付 < 4月(4~6月分)、7月(7~9月分)、10月(10~12月分)、1月(1~3月分) > を実施しています。

3		協議会の正しい運営費の把握及び補助金交付の透明性について	協議会の事務に従事している八尾市職員2名の給与については、従前は協議会から職員に支払われていたが、平成14年度からは八尾市から職員に直接支払うことに変更された。また、従前から八尾市嘱託職員で協議会の事務に従事している者2名の給与は八尾市から職員に直接支払われている。 これらの者の人件費は、本来は協議会が負担すべきもので、その人件費を八尾市から協議会へ補助することになる。現在の処理では、補助金はその部分少なくなっている。また、補助金の交付は、予算に計上し議会承認を得たうえで執行するものであり、当該職員人件費も補助金としての議会承認を受けるべきである。 現在の方法では、協議会の正しい運営費が把握できないとともに、八尾市から協議会への補助金について正しい手続きをとっておらず補助金交付の透明性に問題がある。	制度的には職員派遣(一部事務従事)のあり方に付随する課題であり、4と含めて検討してまいります。
4		協議会の事務を行う一般職職員に関する手続きの適正化	現在2名の八尾市職員が八尾市社会福祉協議会の常勤職員として協議会の業務に従事しているにもかかわらず、一部事務従事者として取り扱われ、市から給与の全額を支給している。八尾市においては、派遣法をうけ、「八尾市公益法人等への職員の派遣等に関する条例、及び同規則」を制定している。当該職員についてはその業務実態を踏まえ、これらの法律及び条例に従って、手続を適正化すべきである。	現在、八尾市職員を一部事務従事職員としているところであるが、業務内容・実態等を十分検討した中で指摘の同規則においても職員を派遣できる団体として位置づけられていることも踏まえ、人事課と協議を進めてまいります。

15) 小地域ネットワーク活動推進事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

16) 地域福祉権利擁護事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成16年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

17) 在宅福祉サービスネットワークシステム運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

18) 地域福祉推進基金助成金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	福祉政策室	助成金交付に当たっての手続き不備	要綱によると、補助金交付対象は前年度に助成金の交付を受けていないことを原則としているが、事業の性格上特に必要があると認められるものについては、この限りでないと言え、その判断は八尾市地域福祉推進基金運営委員会の審査によるものとしている。運営委員会のメンバーが参画する「保健福祉部の部連絡会」において、当該補助事業の実施承認がされているが、事業全体を承認している現在の方法では規定どおりと言えない。要綱の規定どおり、運営委員会の審査に付し、委員会の承認を得る必要がある。	平成 16 年度中に要綱を改訂するとともに、次年度分より運営委員会の審査に付し、承認を得る予定です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	事業の活性化について	<p>現在の基金事業は協議会へのボランティア活動助成のみである。協議会のボランティア活動の一環として、協議会からボランティア連絡会や各ボランティア団体へ助成金が交付されており、これらボランティア団体の活動は活発であるが、多額な基金を有しながら、助成先が 1 件のみというのでは基金の目的を達成しているとは言い難い。早急に、事業を活性化するための検討を行う必要がある。</p> <p>第一に、運営委員会の任務は助成金の交付決定のほかに、「基金の運営に関すること」「助成事業に関すること」と基金運営の基本事項を決定する任務がある。現在の運営委員会の組織は、八尾市の保健福祉部長を委員長とし、委員 5 名もすべて八尾市の福祉関連課の課長であり、行政内部の者で組織されている。基金の設置の趣旨が、「福祉ニーズの多様化と普遍化に対応するため」であることに鑑み、委員にも民間の社会福祉関係者を加えることが必要と考える。</p> <p>第二に、基金事業の対象は 4 事業あるにもかかわらず、現在はボランティア事業のみしか実施されていないことを改善する必要がある。担当課では、基金の使用が「先駆的事业」に限られていることからそれに該当する事業が見つからないとしているが、基金の趣旨の中に「開拓的・実験的実践の奨励」とあり、失敗を恐れずに新しい事業を取り入れていくことが望まれる。そのためには、現在八尾市で実施していない事業という条件で民間から広く事業の提案を募ることもひとつの方法である。</p> <p>第三に、資金であるが、八尾市地域福祉推進基金条例では、基本的には基金の運用益を事業に充てるとしているが、基金の一部を処分して事業に充てることもできるとしている。平成 14 年度の運用益は 2 百万円程度であり、これのみでは大きな事業はできないが、平成 14 年度末において 9 億円を超える基金残高がある。仮に、基金を取崩し事業に充当するとした場合、毎年取崩額 10 百万円で 90 年間、20 百万円で 45 年間事業を継続することができる。まずは、活発な事業実践を最優先することが重要であり、資金確保のためには計画的な基金の処分も検討に値する。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱の改訂を予定。次年度より、社協のボランティア活動助成事業以外にも、基金の趣旨並びに寄附者の意向の反映及び活性化と、地域福祉推進体制の強化を図るべく、地域福祉住民活動助成事業を新規に設置し、住民の自主的な活動へ助成することを検討しています。また、運営委員会の構成員についても学識経験者など民間の社会福祉関係者の追加を考えています。</p>

19) 民生児童委員協議会活動費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

20) 献血推進協議会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

21) 社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。
2		八尾市遺族会: 補助金の廃止に向けた検討	遺族に対する補償は国全体の問題であり、法律において決められた補償がなされているはずである。戦後 50 年以上経過した現在において、遺族の結束・福祉増進を地方公共団体が行政目的に掲げているとは考えにくい。当該団体が、遺族という立場をもって、広く社会に対して平和をアピールする団体であるならばそれなりに公益性が認められるが、現状の活動には公益性を認め難い。 また、財源面においては、会費収入で十分に足りており、資金残高は十分にある。 以上より、同会に対する補助金は公益性の観点から問題であり、かつ同会は補助金がなくても自主財源で運営できるものであるため、補助金は廃止すべきである。	平成 16 年度より補助金を廃止しました。
3		八尾市遺族会: 事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当者が実施している。 会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	事務局業務のあり方については、現在までの経過等十分勘案した上で今後も検討を進めてまいります。

4	八尾地区保護司会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告及び収支決算書を見ると、費用の中には自主財源で賄うのが適当と考えられる総会費や新年交礼会費等も含まれている。また、財源として会費収入やその他からの補助もあり、支出総額は 4,548 千円と八尾市の補助額の約 10 倍、繰越金は 495 千円である。</p> <p>すべての団体の活動は、自主財源で行うことが基本であると考えますが、保護司会については、効率的運営を行ってもなお資金不足が発生する場合に、八尾市からの補助金が認められると考える。なお、八尾市から補助する場合は、できる限り事業を特定した補助とし、事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定することが必要である。</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助（事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助）方式に改める予定です。</p>
5	八尾地区保護司会：事務局業務について	<p>八尾地区保護司会の事務局は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当者が実施している。この業務代行は補助額に表れていないが、本当であれば業務を金額評価して現物補助として補助額に含めるべきものである。同会への補助金額が現状で妥当なのか、いくらが妥当なのかを検討することが必要である。</p> <p>会の活動は基本的に自主財源で実施すべきこと以上に、会の事務局は自ら実施することが必要と考える。</p>	<p>保護司法の改正に伴い、保護司活動が地域社会に密接に結びついていることから、地方公共団体との協力関係を築くことが明記されたものであります。そのため、本市においても、事務局を担当することにより協力関係を果たしてきたものであり、現段階では一定の事務局機能を果たしていく責務が生じていると考えています</p>
6	八尾市傷痍軍人会：補助金の廃止に向けた検討	<p>会の目的には「平和に寄与」という社会への貢献が含まれているが、実際の活動は相互扶助のものが中心で、社会活動は関係団体が主催する行事への参加のみであり、広く社会に対して貢献するという公益的活動が見られない。したがって、戦後 50 年以上経過した現在においては、同会会員の福祉に資する活動は自主財源を持って行うことを原則とすべきである。同会は財源的に余裕があるとは言えないが、補助開始（昭和 50 年以前）から 30 年近く経過していること、及び戦後 50 年以上経過した現在においては、同会会員の福祉に資する活動は自主財源を持って行うのが原則であり、八尾市が補助を続けるには公益性の観点から説明がつかない。以上より、同会に対する補助金は廃止すべきである。</p>	<p>平成 16 年度より補助金を廃止予定であり、現在協議中です。</p>

7		八尾盲人福祉協会:補助金の廃止に向けた検討	<p>視覚障害者は、健常者と比べハンディを負っている者であり、これらの者の福祉増進を支援するため補助することは、行政目的に適い、公益性もあるものと認められる。</p> <p>しかしながら、平成14年度収支計算書によると、同会はガイドヘルパー派遣事業等委託収入が 27,203 千円あり、その他寄附金、会費等の収入を計上し、当年度収支差額は 788 千円の黒字となっており、次年度繰越金も 3,032 千円存在する。</p> <p>同会のような障害者の福祉のための会においても補助金に頼るのではなく、自主財源を持って会を運営することが望ましく、同会はまさにそのお手本となるものと思われる。</p> <p>同会はすでに独り立ちしており、八尾市の補助の目的は達成したものと考えられる。運営費補助は運営費が自主財源で不足する場合に認められるものであり、現在においては同会への運営費補助は認められるものではない。同会においても、八尾市からの 50 千円の補助を頼りにしているものとは思えないため、廃止しても支障ないものと考ええる。</p>	平成 16 年度より補助金を廃止しました。
8		八尾市母子寡婦福祉会:補助金の見直し	<p>母子家庭においても他の家庭と同様に、会員の親睦、相互の慰安等は自主財源によることが基本である。市からの補助が認められるのは、母子家庭が他の家庭に比べ持っているハンディをカバーする活動に対するものである。現在の活動内容で見ると、能力向上のための活動である「大阪府主催のリーダー養成研修会ほか各種研修会への参加」が該当すると考える。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は八尾市からの補助金を除き 1,032 千円、一方支出は 1,081 千円であり、49 千円の不足となっており、258 千円もの補助金は必要なかったことになる。繰越金は、平成 14 年度末で 1,693 千円有している。</p> <p>以上のことから、八尾市の補助金は運営補助とするのではなく、母子家庭の能力向上、自立支援活動等の事業費に対する補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。</p>	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
9	子育て支援課	八尾市母子寡婦福祉会:事務局業務について	<p>会の事務局は八尾市保健福祉部子育て支援課に置かれており、会の事務局業務を子育て支援課担当者が実施している。</p> <p>会の本来活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。</p>	会の運営にかかる事務のほとんどは母子寡婦福祉会でなされています。必要最小限の支援は今後も継続すべきと考えます。

10	福祉政策室	ふたば里親会:補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、業務関連研修会参加、レクリエーション及び会運営のための総会・役員会等である。</p> <p>これら活動のうち会運営活動を除き、自己研鑽、里子の福祉増進活動等は公益性が認められるものである。しかし、自己研鑽及び里子の福祉増進活動は里親制度目的の中に含まれるものであるため、出来る限り制度内の財源で実施すべきものとする。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度会計収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 391 千円、一方支出は 393 千円であり、2 千円の不足となっており、30 千円までの補助金は必要なかったことになる。繰越金は、平成 14 年度末で 303 千円有している。</p> <p>以上のことから、現状の活動状況においては、市の補助金は会運営を除き事業活動のための補助とし、その額は、市の補助予算と同会の年度収支不足額の少ない方の額を上限とすべきである。</p>	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
11		八尾市障害児者問題協議会:補助金の廃止に向けた検討	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、定例会開催による各種問題の検討、バリアフリー見学会及び夏の夕べ、クリスマスの集い等の催しである。同会の目的及び活動は、公益性が認められるものとする。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度決算報告書によると、収入は八尾市からの補助金を除き 143 千円、一方支出は 499 千円で、356 千円も不足している。しかし、平成 13 年度の事業費は 228 千円であり、毎年多くの不足金を出しているのではないようである。また、繰越金は、平成 14 年度末で 5,684 千円と多額である。この額は年間活動費を 500 千円とすると 11 年分に相当する。以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営補助金は資金不足の場合に認められるものであり、多額の繰越金がある間は八尾市の補助金は不用であり、補助金を廃止すべきである。</p>	平成 16 年度より補助金を廃止しました。

12	八尾市原爆被害者の会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は各種研修会参加、被爆者検診支援等である。被爆者問題は戦後 50 年以上経過しているが、現在なお続いている社会問題である。よって、同会の目的及び活動は、公益性が認められるものであると考える。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 902 千円、一方支出は 1,009 千円で 106 千円不足している。しかし、平成 13 年度の事業費は 881 千円であり、支出は年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費や通常の運営費のほかに総会費や寄附金もある。また、繰越金は、平成 14 年度末で 1,482 千円存在する。</p> <p>以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると使途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考え</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
13	八尾市肢体不自由児者父母の会：補助金の見直し	<p>平成 14 年度の事業報告書によると、主な活動内容は、定例会の開催、全国大会参加及び関係団体の会合・催し・各種大会への参加等である。</p> <p>同会は市内全域の肢体不自由児者の保護者を対象としており、障害者問題を目的として活動することは、公益性が認められるものである。</p> <p>次に、財源について見ると、平成 14 年度収支決算書によると、収入は市からの補助金を除き 174 千円、一方支出は 240 千円で 66 千円不足となっており、市からの補助金 56 千円も当年度に必要であったことになる。しかし、平成 13 年度の事業費は 145 千円であり、支出は年度によりバラツキがあるようである。支出内容は研修会費、全国大会参加費、通常の運営費のほか、他会への会費及び総会費等がある。繰越金は、平成 14 年度末で 796 千円有している。</p> <p>以上のことから、同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると使途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考え</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>
14	八尾市身体障害者福祉会：補助金の見直し	<p>同会のような障害者の福祉のための会においても補助金に頼るのではなく、自主財源を持って会を運営することが望ましく、収益事業の拡大により、早く自立することが望まれる。</p> <p>同会活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると使途が特定されないことから事業費補助とし、その額は、八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。なお、繰越金の多寡も考慮に入れるべきものと考え</p>	<p>平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。</p>

15	八尾市聾者福祉会:補助金の見直し	<p>平成 14 年度収支決算書によると、収入は八尾市からの補助金を除き 447 千円、一方支出は 477 千円で、30 千円の不足となっている。なお、収入の中に事業費収入 140 千円、支出の中に事業費 230 千円の記載があり、事業で損失が発生しているのは疑問となるところである。</p> <p>同会の活動の公益性は認められるものの、運営費補助とすると用途が特定されない。特定の公益活動の補助とするか、運営費補助とする場合でも補助対象経費を特定し、補助額は八尾市の補助予算と同会の年度収支不足額との少ない方の額を上限とすべきである。</p>	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
16	大阪スモンの会八尾分会:補助金の廃止に向けた検討	<p>当該補助は、大阪スモンの会に加入している八尾市在住の数名の者に補助しているものである。平成 14 年度決算書によると、収入は当該補助金と大阪スモンの会からの活動助成金 16 千円である。支出は、事務通信費 4 千円のほかは、行事参加交通費 17 千円、入院者見舞交通費 5 千円、交流会費 30 千円であり、事務通信費を除き、個人給付に近いものである。</p> <p>大阪スモンの会は、活動報告によると活発な活動をしているようであるが、八尾分会のメンバーは大阪スモンの会の行事に参加しているのみで分会独自の活動をしているわけではない。当会は福祉団体としての活動をしておらず、当該補助の目的には合致していない。福祉活動に補助をするのであれば、大阪スモンの会に直接すべきであると思われるが、大阪スモンの会は自主財源等で運営がなされており、特に補助の必要性はない。以上より、当該補助は廃止すべきである。</p>	平成 16 年度より補助金を廃止しました

<p>17</p>	<p>大阪府患者同盟(文化活動助成) : 補助金の有効性の確認</p>	<p>大阪府患者同盟規約によると、当該組織は、第二種社会福祉事業団体で、全大阪の総ての自主的な患者団体、回復者団体によって組織され、患者支援の各種活動を実施している。</p> <p>八尾市は、同団体が文化活動として年に一度実施する「囲碁将棋大会」に対して補助しているものである。平成 14 年度囲碁将棋大会決算書によると、大会の収入は賛助金 540 千円、参加者負担金 210 千円(一人当たり 2 千円)、合計 750 千円で、会場費、賞品代、昼食代等の費用が賅われている。参加者は 105 名となっている。</p> <p>囲碁将棋大会が文化活動に当たるか、また大会開催が患者の総意であるかについては疑問なしとは言えないが、長期入院患者にとって、このような活動が必要であることは認められる。また、八尾市の補助金は 10 千円と少額であるが、大阪府及び府内の市町村から補助金を受入れその合計額が 540 千円となっているのであろうから、10 千円と少額であるからやめても良いとは一概に言えない。</p> <p>補助交付事務における現在の問題点は、補助目的が達成されていることを八尾市が確認していないことにある。決算書は協議会が入手し保管しているに留まり、八尾市はそれを入手・閲覧していない。市の補助決定要因は、八尾市在住者が大会に参加していることにあると思われる。また、過度な賞品や食事の提供がなく適正に大会が実行されているかの確認も必要である。</p> <p>今後は、大会の実績報告書を入手し、さらにその内容の説明を求めるとともに、八尾市在住者の参加人数を把握することにより、八尾市の補助目的が達成されているか否かを確認し、その上で、定期的に補助金の必要性の判断をすべきである。</p>	<p>文化活動についての実績報告書を入手するなど、その状況を把握するものとし、補助金交付の判断を行う予定です。</p>
<p>18</p>	<p>全般的意見: 補助金支出に関する開示</p>	<p>助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市が協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。</p>	<p>八尾市社会福祉協議会において各種団体に対する補助金交付に関する情報開示を行うよう指導予定です。</p>

19		全般的意見：各団体の実績報告書の入手	要綱第 9 条において、協議会から実績報告書の提出を求めている。しかし、その内容は、協議会が各団体に支出した補助金支出額の内訳のみである。補助金支出額は八尾市の指定したとおりであるため、実績報告は何の意味もないものである。 各団体の実績報告書は協議会が入手しているが、八尾市へは提出の義務がないため提出されていない。八尾市は補助の目的通りに資金が使用されているか、補助効果がどうであるかの判断材料とするために各団体の実績報告書を手入して検討すべきである。 なお、協議会が補助団体を統括しているため協議会に管理をまかせているのであれば、協議会から補助事業の成果に関する実績報告、補助金の使途（各団体における使途）に関する説明書及びそれらを検査した検査調書等を手入することが求められる。	平成 16 年度より、社会福祉協議会を通じて各団体の実績報告書を手入予定です。
20		全般的意見：補助金交付の方法	補助先の福祉団体は福祉でひとくりにしているが、その福祉対象とする者の内容は同質とはいえず、これらを福祉団体としてひとくりにして「福祉団体補助」とすることは適切でないと考え。担当課では、これらの団体を協議会と協力関係にある福祉関係団体と位置付け、協議会と協力して福祉活動を実施することを期待して協議会を通じて補助しているものであるが、当該補助は協議会が実施している事業との直接関係はなく、かつ協議会の活動とあまり関係のない団体もあるため、八尾市から直接の補助とすることが適切と考える。 また、福祉政策室でまとめて取扱うのではなく、それぞれの福祉を担当する部署において、その部署における事務事業として補助するのが適切と考える。	地域福祉活動を推進していくために活動を行っている福祉団体の事業費に対する補助金として、この補助金を位置づけます。地域福祉活動を推進していく立場である社会福祉協議会を通じ補助金を交付していくものとし、これにより社会福祉協議会と補助金交付先の福祉団体との連携を深めていくことが期待できると考えます。また、地域福祉をすすめていくため、社会福祉協議会と連携を要する福祉政策室が、一括して当該補助金を掌握する必要があると考えます。
21		全般的意見：補助金の名称	当該補助事業は協議会を通じて福祉団体の活動費を助成しているが、社会福祉協議会助成金という名称はいかに協議会への補助のようである。補助事業の交付方法を変更するとともに、実態を適切に表す名称、例えば「××団体補助金」に変更することが望まれる。	平成 16 年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂し、次年度より適用する予定です。

2.2) 社会福祉協議会補助金(地区福祉委員会助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度中に改訂、次年度より適用する予定です。

2	補助金の見直し	多くの地区福祉委員会は、会費や住民からの協力金を受入れて、各種の活動を活発に実施している。活動費(小地域ネットワーク活動費を除く)が1,000千円を超える委員会は20委員会で、中には2,000千円を超える委員会もある。これらの委員会は次年度の活動のためにある程度の繰越金も有している。 一方、数は少ないが、会費を徴収せずに補助金の範囲内で活動している委員会もある。 このような状況において、まず活発に活動している委員会については、すでに自主財源及び特定事業補助金で十分に活動が実施できているため、用途を特定しない運営費補助金は必要ないものと考えられる。 次に、会費を徴収せずに活動も活発でない委員会に対しては、会費の徴収を促し活動の活性化を求める必要がある。それでもなお活動が低調であるならば、運営補助金の効果がないこととなり補助金の必要性がない。 以上をまとめると、委員会活動及び運営は、自主財源で行うことを基本とし、八尾市の補助は、行政目的に従い事業を特定した補助金の交付とすべきで、用途を特定しない運営費補助金は必要ないものと考えられる。	平成 16 年度中に要綱を改正し、次年度から運営費補助から事業を特定した補助(事業特定が困難である場合は、補助する対象経費を特定した補助)方式に改める予定です。
3	実績報告書の入手	八尾市は各地区福祉委員会の実績報告書を入手していない。一方、同じく地区福祉委員会への補助である小地域ネットワーク活動推進事業補助金については実績報告書の提出を求めている。補助の目的通りに資金が使用されているか、補助効果が現れているかの判断材料とするために各団体の実績報告書を入手して検討すべきである。 または、地区福祉委員会と協議会とは協力関係にあり、地区福祉委員会活動事業が協議会の事業に含まれるのであれば、協議会から補助事業の成果に関する実績報告、補助金の用途(各福祉委員会における用途)に関する説明書及びそれらを検査した検査調書等を入手することが求められる。	平成 16 年度より社会福祉協議会を通じて実績報告書の入手を予定です。
4	補助金の名称	当該補助事業は協議会を通じて地区福祉委員会の活動費を助成しているが、社会福祉協議会助成金という名称はいかにも協議会への補助のようである。実態を適切に表す名称、例えば「地区福祉委員会 事業補助金」に変更することが望まれる。	平成 16 年度より補助金名称の変更を含めて要綱を改訂し、次年度より適用する予定です。

23) 高齢者等住宅改造費助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処してまいります。

24) 街かどデイハウス事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処してまいります。
2		施設利用対象者選定の厳格化： 介護保険の要支援者及び要認定者の利用	街かどデイハウスの利用対象者は、介護保険制度下での自立高齢者を原則とし、市長が利用を必要と認めた者も対象としている。平成 14 年度の実利用者 536 人のうち、要支援認定者が約 20 人、要介護認定者が約 10 人含まれており、この中には継続的に施設を利用している者が存在する。これらの者は事後的にはあるが担当課が承知しているため、要綱違反とはならないとも思うが、当該事業の第一の目的は自立高齢者の介護予防であること、及び要支援者・要介護者の当該施設利用は介護保険で負担すべき費用を肩代わりしていることとなるため、適切ではない。要支援者・要介護者については、介護保険施設の利用を促し、当該施設の利用は原則的に認めるべきではない。例外的に利用を認める場合は、八尾市の事前承認によるべきであると考え。	従来から、要支援者・要介護者については、介護保険施設の利用を促し、街かどデイハウスの利用は原則的に認めていなかったが、事前承認はとっていなかった。ご指摘があった、事前承認については、市で様式を定め、利用の必要性を団体からの申請により個別判断していく予定です。
3		施設利用対象者選定の厳格化： 65 歳未満の者の利用	利用対象者はおおむね 65 歳以上とされているため、65 歳未満の者の利用が見られる。平成 14 年度では、65 歳未満利用者は 40 名近くおり、その中で継続利用者は約半数である。 八尾市内の 65 歳以上人口(平成 14 年度 46,375 人)に対して当該施設の収容人数は 1%にも満たないため、65 歳以上の者の利用を優先させる必要がある。65 歳未満の者の単発の利用程度は容認できるものの、継続利用の場合は、利用が必要な理由を付した書面にて八尾市の事前承認を得る等の手続きが望まれる。	65 歳未満の利用者については、ご指摘があったとおり利用が必要な理由を付した書面について各団体からの申請を受け、個別判断していく予定です。

<p>4</p>	<p>施設の利用日数の制限について</p>	<p>施設は週5日開所又は週6日開所である。利用者によって利用日数は異なるが、実利用者 526 名のうち 1 割程度の者がひと月 10 日を超えて利用していると思われる。また、全開所日利用している者もいる。</p> <p>当該施設の運営に要する費用負担は、食費は利用者負担、その他の経費は利用者 1 割、八尾市からの補助 9 割(ただし上限 6,000 千円)となっている。その他経費負担割合は介護保険制度と同様であり、当該施設を介護保険の要支援・要介護認定者が利用していることでもわかるように、サービス内容が介護保険の通所事業と類似している。当該施設の目的は介護予防であり、その効果を上げるためには利用日数が多い方が良いかも知れないが、施設利用は少なくとも「介護保険の要支援認定者が通所施設を利用できる日数を限度とする(概ね月 10 回程度)」ことが必要である。なぜならば、当該施設の方が介護保険より手厚いサービスを提供するのであれば、介護保険の要支援認定が形骸化すると考えられること、及び自立者については毎日の生活の面倒を公が見るのは過度のサービスとなると考えるためである。</p>	<p>ご指摘のとおり、当該制度はサービス内容が介護保険制度の通所事業と類似しているが、制度の主な目的が介護予防や引きこもり予防等であり、その効果を上げるためには利用日数の制限を設けることは適当でない判断します。</p>
<p>5</p>	<p>検査の充実について</p>	<p>施設の利用者負担金は各団体ごとに異なるとのことであるが、実績報告書上の利用者負担金は、すべての団体が食事負担を除き同一と記載している(利用料 58 円/時間、入浴料 31 円)。これは、府の補助基準額に合わせたものであるらしいが、実際入金額との差額の処理が事業経費決算書上どこにも表れておらず不明である。また、食費収入と食材費が同額と記載されている。食事は内部調理であるのに、このように一致するとは考えにくく、他の科目に食材費が含まれているのではと疑問である。食材費は補助対象でないが、他の科目はすべて補助対象であり、補助過大ということにもなりかねない。</p> <p>八尾市は、監査実施要綱及び実地指導調査票を作成し、毎年すべての団体に赴き検査・指導を実施している。なお、いままでは、指導に重点をおいていたとのことである。</p> <p>今後は、適切な運営(職員体制、サービス内容の充実等)の検査・指導は当然のこととして、収入の帳簿記帳の網羅性、帳簿に記載された費用内容の正確性(使用の事実と用途区分)について今以上に注意を払い検査・指導を実施していただきたい。</p> <p>検査の前提条件として、各団体で入金や支出に関する帳簿記載の徹底を指導することが必要である。次に、利用者負担金の網羅性確認のためには、各人毎に利用日・時間・利用内容及び利用料金を記載した利用カードを作成し、利用者本人から確認サインを入手する方法を提案する。また、利用者に直接確認を実施する方法も有効である。費用は、領収書の確認が有効な検査方法のひとつである。金額的に大きい人件費(給料・賃金)については、職員名簿、出勤簿及び給与台帳の作成義務とともに、給料については受領書の入手を義務付け、それを検査することを提案する。</p>	<p>食費収入と食材料費との一致については、支出項目の食材料費は大阪府の制度の中で実費負担額(食費収入)を超えて計上できないため、実際に実費負担額以上の経費がかかっているにもかかわらず実費負担額を計上しなければならないため食費収入と同額となっています。</p> <p>また、各人毎の利用確認については、平成 15 年度の実地指導(平成 16 年 2 月)において、「八尾市街かどデイハウス事業運営補助金交付要綱」第 2 条(7)に規定する身体状況、利用日数、利用時間及び提供したサービスの内容等を記載した個別ケース記録の確認を行いました。その中で、市に提出されている月別の実績報告と照合し、不一致の利用者分については、利用者本人より書面をもって利用の確認を行い、諸般の事情で利用者本人から確認できない分については、すべて補助金の対象外としました。今後も引き続き、適正な運営をしていただく為に、注意を払い、指導・監査を行っていく予定です。</p>

6	補助金交付申請書及び実績報告書の作成方法	八尾市への補助金交付申請書及び実績報告書等の提出書類は、各団体が手書きで作成した書類に基づき八尾市担当者がパソコン入力して活字書類を作成、この書類を団体に送り押印して送り返してもらっているとのことである。このような手続きを行うのは、団体ではパソコンによる作成能力はないためとのことであるが、手書きであっても各団体で作成した書類を正式な書類とすべきである。	平成 16 年 4 月に各団体の代表者及び事務担当者に対して事務説明会を行い、申請書及び実績報告書に関する事務手続きの説明を行い、今後は各団体で作成するよう周知を行ったところです。
7	補助金額の充当経費について	<p>施設運営経費の主なものは人件費と賃借料である。賃借料(月額)は、団体により0円から150千円(年額1,800千円)と大きな開きがある。そして、八尾市からの補助金が上限 6,000 千円であることから、賃借料の多寡が人件費に影響していると思われる。人件費を年間総開所時間数(1日の開所時間×年間開所日数)で除して1時間当たりの人件費単価を計算してみると、賃料0円の団体が4,030円/時間に対して、賃料150千円の団体は2,680円/時間で後者は前者の66%である。両者とも1日当たり利用者は同程度であるが、職員の時間給を仮に1,000円とすると前者は4人雇用できるのに対し、後者は2.5人しか雇用できない。前者の方が、職員を増やし各人の負担を軽いものにすることもできるし、又は各人の給料を増加させることもできる。</p> <p>以上より、賃借料の差により人件費に大きな差が出てくることは好ましくないため、補助金を人件費に対するものと賃借料等の経費に対するものに区分することを提案する。例えば、人件費は「3,000円×1日の開所時間×年間開所日数」を上限、その他の経費は3,000千円を上限とし、かつ合計で6,000千円を上限とするなどである。なお、この場合、現在は賃料0円の団体についても仮に自宅使用であるならば適正な価格により賃借料として計上することを認める等の手当てが必要となる。</p>	自宅使用の2団体に対して、従来は賃借料としての補助金の執行を認めていなかったが、周辺地域の賃借料と比較して妥当な金額の範囲内であれば、補助金の対象とする取扱とすることとしました。(大阪府の担当課に確認済み)平成15年度の補助金執行分から、自宅使用における賃借料を認めているが、人件費と賃借料等との経費に区分することは、当該制度が大阪府の制度であり、市独自で区分することは、大阪府の制度との整合性を欠き実施困難であると判断します。

25) 簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金額の算定誤り	当該補助金は運営補助金と家賃等補助金の 2 つに区分されているため、運営補助金の補助対象経費には家賃等を含めないことが要綱第 6 条で規定されている。しかし、家賃等を控除せずに運営補助金の補助対象経費を集計し、補助金額を算定していた。運営費補助金が 47 千円多く交付されていた。	算定方法については、平成 16 年度より改めました。過払いとされる 47 千円については、現在、内部において精査をおこなっているところであります。
2		会則・役員名簿の未入手	要綱において、補助対象の授産所等はその運営方法を定める会則及び役員名簿を提出することが規定されているが、平成 14 年度の補助対象先 18 件の全件について、提出されていない。	平成 15 年度後期分(平成 15 年 10 月提出分)からは申請時に添付されています。
3		開設計画協議書、補助金交付申請書の提出期日遅れ	要綱において、簡易心身障害者通所授産所開設計画協議書と通所授産事業運営補助金交付申請書等を予算策定上、前年度 10 月末日又は市長が別に定める日までに提出することを求めているが、新規開設授産所等からは期日までに提出されていない。	平成 15 年度以降、これまで同協議書と同申請書は提出されていないが、今後提出されれば期日を厳守することとします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	府の補助金交付要綱の改正に合わせて、本件要綱も改正する予定です。
2		検査記録の未作成	決算内容の検査は市担当者(障害福祉課)により、年 2 回 3 月 9 月に各授産所等にて領収書、帳簿、通帳、賃金関係伝票、工賃(障害者への手当)伝票の査閲を各半日かけて実施する方法に拠っている。しかし検査後の報告書(紙面)は全く残していない。平成 13 年 3 月の検査実施報告書はあるが、それ以降は報告書の作成をしていない。現在、要綱上では検査報告書を作成する必要までは規定されていないが、早急に、要綱において検査の旨の条文を設け、適切に補助金が使われているか第三者にも検査の実施が確認できるように検査調書等の記録を残す必要がある。	平成 15 年度後期分の検査(16 年 3 月実施)からは検査調書を作成しています。

<p>3</p>	<p>収支決算書の内容不備</p>	<p>要綱第8条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり4点の不備が見られた。</p> <p>1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第8条を「収支決算書」と変更することが望まれる。</p> <p>2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成15年度からは区分して作成している。</p> <p>3) 平成14年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが14の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成15年度からは記入を求めている、とのことである。</p> <p>4) 「監査の結果 補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定です。</p> <p>2)については、平成15年度前期分の収支決算書から区分しています。</p> <p>3)については、平成15年度後期分の収支決算書からすべての作業所分に記載されています。</p> <p>4)については、平成16年度前期分の収支予算書から家賃補助分72万円を対象外経費として区分しています。</p>
<p>4</p>	<p>退職積立金の算定方法明確化</p>	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第6別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。</p> <p>なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。</p> <p>退職積立金に関するモデル規定については、平成16年度中に作成する予定です。</p>

5	補助金額の見直し	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第6別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1人当たりの月額補助額を59千円とし、重度障害者は77千円、最重度障害者は88千円として、計算している。</p> <p>対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大阪府要綱第3条より)。</p> <p>したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が1人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は15人以上の授産所は一定(6,500千円)の基準額を設けているためである。さらに平成17年度からは新要綱が適用され7人以上は一定の基準額となるため、7人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。</p> <p>八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。
6	概算払理由の記載の必要性	<p>概算払の旨は要綱第7条の2において「市長が事業の円滑な遂行を図るため必要と認める場合…」と規定されているが、補助先全件に概算払を認めており、補助金交付申請時に各授産所等から概算払を求める理由を記載させていない。概算払による補助金交付方法は例外的な補助金交付方法であり、それを認めるためには、概算払を求める理由を補助金交付申請時に記載するよう指導する必要がある。</p>	平成16年度前期分の交付申請時から理由書を提出させています。
7	要綱上における書類様式例の不備	<p>要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい</p>	要綱の改正時に行う予定です。

8		補助対象経費の明確化	「監査の結果 補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第 6 条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのか不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
9		要綱の表現が不正確	要綱の第 7 条では「第 5 条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第 5 条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第 9 条で規定されている。第 7 条の表現を「第 9 条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第 8 条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

26) 簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第 6 条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
3		工事業者選定作業への指導	補助対象事業者が授産所建築、改築工事を工事業者へ発注するに際しての、工事業者選定方法については、八尾市からの指導は実施されていない。現在までに、八尾市の指導により三者見積書を手にした例が 1 例あったとのことであるが、他の場合は、補助対象事業者からの請求書、領収書を手にするのみとなっており、適切な工事金額となっているかの八尾市側からの検証ができない。複数業者からの見積書を手にし契約相手を選定するように指導することが望ましい。現在、八尾市の取引における契約相手は、原則として八尾市契約検査室の登録業者から選定している。一定水準以上の補助対象工事についても八尾市契約検査室登録業者とするよう指導することが望ましい。このように複数の業者からの見積書入手や工事業者を八尾市契約検査室登録業者とする等の方法により、工事内容の品質保証と工事費削減が図られるものとする。	今後、簡易心身障害者通所授産施設の新設の具体的な話が出てきた際に、指導してまいりたいと考えております。

4		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補助対象事業者に提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を修正することが望まれる。	要綱改正時に修正を図る予定です。
5		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第 5 条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみ入手を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	要綱改正時に修正を図る予定です。
6		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	要綱改正時に規定する予定です。
7		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第 9 条 2 より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	要綱改正時に是正する予定です。

## 27) 精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

## 28) 精神障害者地域生活援助事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

2		検査の未実施	補助金額は、施設利用定員に応じた補助基準額と補助対象経費(報酬等)の実績値のうちいずれか低い金額であり、補助対象経費の実支出額の確認が重要な手続きとなる。しかし、歳入歳出決算書の内容について、領収書、関連証憑等による検査が実施されていない。検査を実施することが望まれる。なお、平成14年度の全補助対象先(2箇所)については、補助対象経費の金額の方が補助基準額より少なかった。	当補助金に適切かつ効率的な手法を検討中です。
3		補助金要綱における交付目的の未記載	要綱には補助金を交付する目的の記載がない。大阪府の当補助金の交付要綱(大阪府精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)運営補助金交付要綱)の第1条においては「精神障害者福祉の増進を図るため」と目的の記載がある。八尾市においても補助を実施し、補助金交付要綱を設けている以上、補助の目的を正確に規定しておくことが望ましい。	要綱の改正を行いました。
4		要綱の規定不備	要綱第8条に「補助金の交付を決定したときは補助金を交付するものとする。ただし、市長は、円滑な遂行を図るため必要と認めるときは全部又は一部について概算払いにより交付することができる。」とある。要綱第8条を「補助金の交付が確定したときは補助金を交付するものとする。ただし、市長は円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定後、請求にもとづき、その全部又は一部について概算払により交付することができる」とすべきである。	要綱の改正を行いました。

29) 知的障害者授産施設分場(通所)運営費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	本補助金のあり方について現在検討中です。

2		補助金額の見直し	<p>当補助金の主たる目的は、無認可作業所から社会福祉法人立の授産施設分場に移行することで底地(借地)面積や規模が大きくなり、無認可作業所時代に比べて増加する投資・運用経費分に対して補助を行うことである。平成 11 年度の制度設置後、補助対象者(=補助受給者)は、現在、1 社会福祉法人のみである。</p> <p>この補助金の対象授産所は、分場に移行することにより、八尾市簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の補助対象外となるが、当該補助金を受けることで補助金受給の機会逸失を回避できるとのことである。現在はこの 1 社会福祉法人の授産所分場は1箇所である。かつてあった、2 箇所の授産所を統合したから、という理由から補助金額が「八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱により補助を受けていた施設補助額(720 千円) × 2 施設 = 1,440 千円」と算定されている。当補助金とは分場の家賃の補助であり、すでに 1 箇所しかない授産所分場に対して、統合前の 2 箇所分まで補助金を交付することは補助金の趣旨に合致しない。</p> <p>また、八尾市簡易心身障害者通所授産所運営費補助金における補助金額は家賃、賃借料、共益費の 2 分の 1 以内とし、上限月 60 千円としている。当補助金についてもその制度趣旨を鑑みて、「八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱により補助を受けていた施設補助額」を補助金額計算根拠とせず、「現在開設している分場の家賃、賃借料、共益費の 2 分の 1 以内(上限月 60 千円)」とし、要綱を改訂すべきである。</p>	本補助金のあり方について現在検討中です。
---	--	----------	--	----------------------

30) 精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。
2		検査の未実施	家賃補助以外の補助対象経費の内容については、八尾市の担当者は収支決算書の入手により概括的に把握しているのみであり、検査を実施していない。補助金額は補助対象経費(A)と4月及び10月の平均利用者数による施設のランク別の金額(B)とのうち少ない方の金額となるが、通常(B)の方が少額となっていると考えられているが、(B)の方が低額であることを確かめるためにも、補助対象経費の検査は必要である。具体的には、各施設へ帳簿、証憑閲覧による検査を年1回程度実施し、その記録を残す必要がある。	当補助金に適切かつ効率的な手法を検討中です。

3		補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改訂され、平成 17 年度からは新要綱が適用され 10 人以上は一定の基準額となるため、10 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。 八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産場については、平成 17 年度より小規模授産場に移行する予定であり当補助金対象授産場は該当なしとなります。 補助金の上限額設定の検討も必要であるが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は統合的な判断のもと検討してまいります。
4		事前協議の記録不備	要綱第 5 条において前年度 10 月末又は、市長が別に定める日までに事前協議を行う、とある。これは次年度の予算策定上、必要な手続と考えられる。しかし、平成 14 年度については補助対象者が前年度から変わらず、継続的に補助対象となっているため、作業所からは事前協議書を入手していない。口頭(電話)による確認を行っているが、継続的に補助対象となる作業所についても事前協議を行った旨の記録を残す必要がある。	指摘事項については実施済です。
5		要綱上の規定不備	要綱第 8 条において、補助金は 5 月、11 月に交付するものとする、とあり、例外的に概算払を認めることになるが、認める旨が要綱上、規定されていない。また、実績報告後に、補助金を確定する手続も規定されていない。要綱上、規定する必要がある。	要綱の改正を行いました。
6		書類の再作成	補助対象先の収支決算書を補助金交付確定の決裁添付資料としている。この添付資料の作成について担当者から聴取したところ、収支決算書は各作業所から提出を受けていた手書の収支決算書から八尾市担当者がパソコンで転記作成したものを決裁添付資料としているとのことである。各作業所から提出された収支決算書をそのまま決裁添付資料とするべきである。	平成 16 年度より対応する予定です。
7		収支決算書の書式の見直し	収支決算書上の補助対象経費の中に家賃、賃借料、共益費が含まれているが、家賃、賃借料、共益費のうち家賃補助対象金額(上限月 60 千円)が補助対象経費に含まれないように、家賃補助の対象経費とそれ以外の補助対象経費金額の欄を明確に設けておく必要がある。	指摘事項については対応済です。

31) 小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

32) 八尾市高齢クラブ活動助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。
2		連合会に対する補助規定の未整備	(A)補助対象 運営要綱には、連合会などの事業に対して補助するのかの規定がないため、補助対象事業が明確になっておらず、実質は運営費補助となっている。要綱に、補助対象事業及び補助対象経費を明確に規定しておく必要がある。  (B)実績報告 運営要綱には高齢クラブの活動報告書及び収支決算報告書を求める規定はあるが、連合会の活動報告書及び収支決算報告書を求める規定がない。現状では、翌年度の補助金申請時(5月未まで)に、連合会一般会計の事業報告書及び収支決算書を添付資料として提出を求めている。一般会計全体の決算書は重要ではあるが、全体決算書には他の補助金や他の収入に対応する活動内容及び事業費も含まれているため、当該補助金収入に対する支出内容が明確ではない。したがって、運営要綱において、当該補助金に対応する活動内容と事業費を明確に区分した活動報告書及び収支報告書の提出を規定し、これらを手にしたうえ、補助金が運営要綱の趣旨に則り活用されているかを確認する必要がある。	(A) 補助対象 当助成金の対象経費については、大阪府の補助要綱では単位クラブ及び連合会が行う社会奉仕活動、教養講座、健康増進事業に必要な経費と規定しています。当市運営要綱に連合会の規定はしていないが、活動内容は上記の内容を含んでいるものであり、今後要綱に明記していく方向で改善します。 (B)実績報告 ご指摘の内容について報告書の提出を規定するよう改善します。

33) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	実績報告書未入手	要綱によると、事業の成果等を記した事業実績報告書を市長に提出すると規定しているが、実績報告書は提出されていない。補助事業の実績報告書を手にする必要がある。	ご指摘の内容については、提出するよう改善します。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。

2		補助金額の見直し	<p>当該事業は大阪府補助事業に基づいた事業であるが、大阪府の補助基準額は194千円で、補助額はその3分の2の129千円と少額である。これに対し、八尾市は連合会に事業費全額の1,201千円を補助している。</p> <p>当該事業は高齢者の生きがいの創造と健康の維持・増進を図る事業であり、連合会の基本的事業に含まれるものである。連合会の事業全般に対しては八尾市高齢クラブ活動助成金で助成しており、大阪府が別に補助金を交付するのは、先駆的事业に対して若干の上乗せ補助をするとの趣旨と思われる。大阪府の趣旨に賛同できるため、八尾市においても全額助成する必要はないものと考え。</p> <p>また、連合会の資金面を見ると、平成14年度一般会計決算は収支均衡であるが、次年度繰越額が2,964千円ある。さらに、一般会計以外に、高齢者生きがい創造室運営資金積立金特別会計を有しており、収入は利息収入の4千円のみで、支出は85千円と少額であるのに対し、5,431千円と多額な繰越金を有している。当該特別会計はまさに高齢者生きがい事業を目的としたものであり、当該補助事業と合致するものである。特別会計の資金を当面当該事業に充当することは十分可能と考える。</p> <p>以上より、八尾市は事業全額を助成する必要はなく、助成額を、大阪府の基準額どおりとすることを提案する。</p>	<p>当補助金の事業内容は生きがい創造室の運営業務、おたっしやテレホン業務、豊かな老後主張発表会の経費、健康講演会(3回)です。いずれも連合会としての特別事業(八尾の独自性)として実施しているものであり連合会に対する助成金に含まれる基本的な事業には含まれないと考えます。従って、事業を存続させるには当補助金が必要であります。仮に補助金を府の基準額とした場合当該事業は、廃止せざるをえないと考えられます。又特別会計の資金については、使用目的が決まっているので当事業に流用することはできないと考えます。</p>
3		連合会の基盤強化について(連合会全体に対する意見)	<p>現在、高齢クラブへの助成事務(申請受付、交付事務及び報告書の取りまとめ等)及び連合会の決算書作成、総会事務等多くの事務を高齡福祉課で行っている。</p> <p>連合会においても、専任・専従職員体制を確立し、事務局業務を順次受入れていくことが必要である。</p> <p>また、連合会は、高齢クラブからの直接の会費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対する活動助成金の一部(総額1,638千円)を会費見合いとして収入しているほか、収入の大部分を助成金に頼っている。連合会活動の活性化のためには、財源確保が重要であり、自主活動の基盤として自主財源確保の方策が検討されるべきと考える。</p>	<p>ご指摘のことは、団体と協議しています。</p>

34) 高齢者労働能力活用事業費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。</p>

2		補助金額の見直し	<p>社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。</p> <p>今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。</p>	人材センターと指摘事項について協議していきます。
3		補助金交付時期の見直し	<p>要綱には、補助金の概算払いの規定はないが、「既にその額を超える補助金が交付されているときは、返還を命ずる」旨の規定があることから、概算払いを容認しているものと推定できる。現在、補助金は4月の交付決定後に一括して交付され、決定額と実績額が異なる場合は、事業終了後に返戻を求めている。</p> <p>しかし、当該補助は人件費補助であり、給与は毎月支払うものであるため、年初に資金の全額が必要なものではない。シルバー人材センターはすでに事業運営に必要な資金は内部に蓄えているため、補助金の一括前払いは必要ではない。</p> <p>今後は、要綱に概算払いの規定を設けるとともに、実務としては、シルバー人材センターに人件費の支払予定表の提出を求め、人件費の支払時期に合わせて交付することが必要である。なお、事務効率を勘案して、毎月交付ではなく、2カ月分交付、四半期分交付も検討に値する。</p>	ご指摘のことについては平成 16 年度より半年交付(年 2 回)で改善し実施しています。

35) 高齢者ふれあい入浴事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「八尾市補助金交付規則」の制定による要綱見直しの際に、不備項目について検討、対処します。

2	事業の見直しが必要	<p>当該事業は「ぬくもりとやさしさのある地域社会づくり推進事業の一環」としているが、高齢者がひとりであるいは家族と一緒に浴場に入浴することのみでは地域とのふれあいが十分ではなく、この目的の事業としては相応しいとは言い難い。目的にふさわしい事業とするためには、浴場の場所を利用して、地域とのふれあいを図る工夫が必要である。また、現在、対象者を70歳以上としているが、60歳以上又は65歳以上とすべきではないかと考える。</p> <p>高齢福祉課においても、もっと効果的な事業の実施が必要との認識から、平成15年度に新たな事業を4浴場(各浴場先着40名)において実験的に実施したが目的に沿った適切な事業であると賛同できる。今後は、このような事業に切り替えていくことが望まれる。</p>	<p>高齢者の生きがい対策としては、他の施策との関係から65歳実施が適当と考えられるが財源等の関係から70歳以上としているのが現状です。また、ふれあいの湯事業については15年度から3年計画でモデル実施をしていく予定です。</p>
3	補助金額の見直し	<p>現在実施している一定日の高齢者の入浴に対する補助を継続するのであれば、補助金額の見直しが必要であると考え。現在の方式には次の2つの問題点がある。</p> <p>(A)定額補助であり、浴場への運営費補助要素が強い 補助金算定における入浴予定者数は1回1,400人(50人×28浴場)であるが、入浴実績数はすべての月で予定人数を下回っている。実績の月平均入浴者数は1,070人で予定の76.4%である。このため、入浴者一人当たり補助金は予定では180円であるが、実績においては235円にもなっている。</p> <p>実績による補助金の減額は行わず当初予定どおりの金額を交付しているのは、当該補助事業は個人給付的事業ではなく浴場無料解放事業と言う考え方によっているためとの説明を受けた。しかし、これでは、浴場の運営費補助の要素が強く、本来の目的を達成しているとは言い難い。</p> <p>(B)浴場別に利用者実績を確認しておらず、効果測定が不十分 八尾浴場組合からは毎月の浴場利用者数の報告を受けているが、それは28浴場の合計利用者数のみであり、浴場毎の利用者数報告ではない。浴場により、利用者数が異なると思われるが、それを確認することなく、一律定額補助を実施している。このため、地域別の事業の効果測定ができていないのが現状である。また、利用者数の少ない浴場に対してより厚い補助をしていることとなり、この面でも浴場の運営費補助に近いものとなっている。</p> <p>これら問題を解決し事業の効果上げるためには、利用者人数に応じた補助額とすることが考えられる。なお、利用者単位当たりの補助額とした場合には、水増し報告の可能性が考えられる。この防止策の一例として、利用者本人に氏名及び年齢を記載してもらう方法により利用者名簿を作成し提出を求めることも一方法である。</p>	<p>事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割もありましたが、ご指摘のことについては、今後団体と協議しながら適正な補助金執行に努めてまいります。</p>

4		補助金の交付時期	補助金の交付は交付決定後 6 月頃に一括交付している。しかし、補助金交付の原則は事業終了後である。当該事業においては当該補助金がなければ補助事業者が資金繰りに困るとも考えられないため、原則どおり事業終了後に交付すべきである。なお、必要があれば、概算払いの規定を設け、それを利用すれば良いと考える。	ご指摘のことについては団体と協議をし、適正な補助金執行に努めてまいります。
---	--	----------	--	---------------------------------------

36) 八尾市民間保育所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱規定と交付申請書様式の不整合	補助対象経費の内、人件費、管理費、事業費(児童保健衛生費加算、行事費加算)の補助基本額は、補助対象経費の支出予定額と算定基準額との少ない方の額である。そして、要綱上は、支出予定額と算定基準額との少ない方の額を補助基本額とするという手続は、補助項目ごとに実施することになっている。しかし、交付申請書上を閲覧したところ、人件費、管理費について、人件費合計及び管理費合計の支出予定額と算定基準額合計額との少ない方の額を補助基本額としていた。これは、交付申請書の様式が要綱とは異なり、補助項目ごとに記入できるようにはなっていないためである。支出予定額と算定基準額との比較については、要綱どおり補助項目ごとに実施するために、交付申請書の様式を修正すべきである。	平成15年度末にて「八尾市民間保育所運営費補助要綱」(以下、「旧要綱」という。)を廃止し、平成16年度より「八尾市私立保育所運営費補助要綱」(以下、「新要綱」という。)を制定します。 新要綱では、補助項目ごとに、補助基準額・補助基本額を比較する様式とすることにより、本意見に対する改善策を講じました。

<p>2</p>	<p>補助対象経費の実支出額と算定基準額との比較手続及び実支出額の検証手続の欠如</p>	<p>(A)補助対象経費の実支出額と算定基準額との比較手続の欠如 八尾市の実施している事業のうち、国の特別保育事業実施要綱に基づく事業で、国の補助金交付要綱に定める要件を満たして実施していると承認された事業は、(a)延長保育促進事業費(推進分)、(b)延長保育促進事業費(延長保育分)、(c)乳児保育促進事業、(d)保育所地域活動事業費、(e)一時保育事業費、(f)子育て支援センター事業(小規模型)費、(g)休日保育事業費の7補助項目である。これら7補助項目及び(h)途中入所促進事業(市独自の制度)の補助基本額は、「補助対象経費の実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額」と、要綱別表上定められている。しかし実際は、上記(a)(b)(c)(d)(h)については、補助金変更交付申請書の実支出額欄に算定基準額と同額の金額を記入し、補助対象経費の実支出額と算定基準額との少ない方の額を補助基本額とする過程を実質的には省略して、「補助基本額=算定基準額」とすることで、補助金の変更交付申請をしている保育所があった。八尾市は、補助対象経費の実支出額と算定基準額との比較手続を行っていないことを、保育所に指摘して修正を指導することはしていなかった。要綱上の、補助対象経費の実支出額と算定基準額のうち少ない方の額を補助基本額とすることは国の補助金の考え方とも一致し、要綱の不備とは考えられない。したがって、八尾市は、当該保育所に対し、要綱どおり、実支出額と算定基準額のうち少ない方の額を補助基本額とする手続が交付申請書上漏れていることを指摘し、補助金変更交付申請書上の実支出額欄の金額を実支出額に修正するよう指導すべきだったと考える。この場合、問題となるのが実支出額の算定方法である。当該補助対象経費及びそれ以外の経費に発生する共通費用の配分については、各補助対象経費を構成する費用の科目に適した合理的配賦基準による配賦計算をすべきである。合理的配賦基準としては、例えば人件費ならば従事割合、光熱水費ならば建物面積比率等が考えられる。</p>	<p>下記により改善策を講じました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 様式の変更による対応 新要綱では、事業ごとに補助対象経費を要綱別表にて明確にしました。また、事業ごとに補助対象経費等を明確に記載できる様式とし、各補助事業者(保育所)側に記載を義務付けたところであります。</li> <li>2. 実支出額の見直し 実支出額の算定方法については、保育所開所時間による按分という手法を採用し、客観的かつ合理的な算定方法としました。</li> <li>3. 要綱間の整合性 一時保育事業・休日保育事業・子育て支援センター事業については、各事業の補助要綱が存在するため、民間保育所運営費補助の様式の中で表示することは適切でないと考えます。したがって、新要綱制定にともない、申請額内訳書よりこれらの3事業の記載は削除としました。</li> </ol>
		<p>(B)実支出額の検証手続の欠如 児童保健衛生費加算及び行事費加算以外の事業費については、補助基本額は補助対象経費の実支出額と算定基準額との少ない方の額である。八尾市は実支出額については正確性の検証作業を行っていない。決算書は入手しているが、社会福祉法人の決算書の科目と実支出額との照合もまた不可能であり、書類間の整合性の検証も実施できない。しかし、実支出額を把握することは補助基本額を算出する上で必要であるため、その検証作業も補助金の事務手続として必要であり、実支出額の検証を全く行わないことは問題である。八尾市は、実支出額については、各保育所にその主な内容を明確にした書類の作成及び証票類の現場での保管を求め、定期的に検査に行くことを要綱上定め、実施すべきである。</p>	<p>新要綱では、各項目にて支出予定額あるいは支出済額の内訳を記載する様式とすることにより、検証作業が行えるようにしました。記載内容に疑義が有る場合は、給与台帳や領収書等の提示により審査が可能と判断していません。</p>

<p>3</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>事業計画に基づく確定交付をしている補助項目の精算手続の欠如</p>	<p>八尾市民間保育所運営費補助金の内、人件費、管理費及び事業費の児童保健衛生費加算、行事費加算については、要綱別表において、支出予定額と算定基準額との少ない方の額が補助基本額と定められている。具体的には、上記補助項目については、人件費の国基準職員給与等改善費加算(10月1日基準)及び管理費の日本体育・学校健康センター掛金補助(5月1日基準)を除いて、4月1日基準で算定基準額が計算され、それと支出予定額との少ない方の額を補助基本額として、当初6月に交付決定される。その内、人件費の保育士配置基準改善費加算、管理費の職員研修費加算、職員衛生管理費加算、庁費加算、事業費の児童保健衛生費加算、行事費加算については、10月1日基準で算定基準額の再計算を行い、その算定基準額と支出予定額との少ない方の額を補助基本額として、その金額を基に翌年3月に変更交付決定される。この変更交付決定額が補助金確定額となる。</p> <p>すなわち、当該補助項目については、事業計画値に基づいて補助金額が交付決定され、年度末に、変更交付決定額にもとづく概算払額と支出実績額とを精算して確定する、という手続がない。しかし、補助金が概算払された場合は、当初交付決定に基づき概算払された額と支出実績額とを年度末に精算することが、「適正化法」において規定されており、原則である。従って、上記補助項目についても原則通り、概算払額と支出実績額との精算をする旨を要綱上定め、精算手続をすべきである。</p>	<p>新要綱では、実績報告後に補助金の交付額を確定することを明記しました。したがって、事業終了後の実績報告書(4月10日までに提出することを規定)により、補助金総額を確定し、出納閉鎖期間にて精算を行うことを規定しました。</p>
<p>4</p>	<p>管理費の補助要件に関する要綱の記載不足</p>	<p>補修費加算、日本体育・学校健康センター掛金補助、庁費加算、特別管理費加算については、要綱別表の補助要件が記載されていない。補助項目の補助要件を要綱上明らかにすることが必要である。</p>	<p>新要綱にて、補助項目ごとに補助要件を明記する(別表)ことにより改善策を講じました。</p>	
<p>5</p>	<p>要綱別表の算定基準等欄記載内容の不備</p>	<p>国の特別保育事業実施要綱に基づく事業である延長保育促進事業費(推進分)等の7補助項目について、要綱別表の算定基準等欄には、「補助対象経費の年間実支出額から利用者負担金等を控除した額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額を算定基準額とする」と記載されている。補助基本額までを定める表現となっているが、算定基準等欄は、算定基準額の記載に止めるべきであり、「国庫補助基準額を算定基準額とする。」と、修正する必要がある。</p>	<p>新要綱にて、国の補助金交付要綱に準ずるという規定とし、改善策を講じました。</p>	
<p>6</p>	<p>要綱別表の休日保育事業の補助要件・補助対象経費欄記載内容の不備</p>	<p>要綱別表の休日保育事業の補助要件・補助対象経費欄は、「国の特別保育事業実施要綱に基づく事業で、国の乳児保育促進対策費等補助金交付要綱(休日保育事業)に定める要件を満たして実施していると承認された事業。補助対象経費の年間実支出額から利用者負担金等を控除した額と国庫補助基準額とを比較して少ない方の額を算定基準額とする。」と記載されている。補助要件・補助対象経費欄は補助要件、補助対象事業の記載に止めるべきであり、「国の特別保育事業実施要綱に基づく事業で、国の乳児保育促進対策費等補助金交付要綱(休日保育事業)に定める要件を満たして実施していると承認された事業。」と修正する必要がある。</p>	<p>休日保育事業については「八尾市休日保育事業補助金交付要綱」(以下、「休日保育要綱」という。)にて交付を行っており、旧要綱別表にて記載していることが適切でなかったため、新要綱別表では休日保育の項目を削除しました。なお、休日保育要綱では、要件等を明示しています。</p>	

7	補助金の検証上不適切な実績報告書の様式	民間保育所運営費補助金実績報告書の事業報告の項目は保育時間及び職員の勤務時間の状況等であり、他に保育所の決算書(資金収支計算書及び内訳表、事業活動収支計算書及び内訳表、貸借対照表、財産目録)の添付が必要とされている。本来、補助事業が完了した年度末に提出される実績報告書及び決算書等関連書類は、当該補助金の適正な執行や補助事業の効果、補助金の交付決定条件や算出額の正確性等を検証するものである。しかし、平成14年度の実績報告書は、事業の運用状況は確認できるものの、その内容と当該補助金の補助項目ごとの金額とは直結していない。要綱は、国の要綱改正等に伴い改正がされているが、これと同時に、実績報告書及び添付書類についても、補助金の検証ができる形に様式変更する必要がある。	新要綱では、補助項目ごとに実支出額とその積算を記載する様式に改め、改善策を講じました。
8	保育所の財政状態の考慮	実績報告書添付の決算書によると、各保育所施設会計の平成14年度の決算状況は、相当額の当年度剰余金、累積年度剰余金(その他積立金を含む)が発生している。また、法人の各会計間で会計間取引(経理区分間繰入金収入・繰入金支出)が行われている。財政的に余裕があり自立して保育所経営を行うことが可能、と判断された民間保育所については、保育内容及び運営の充実という目的で補助金を交付する必要性は乏しい。補助金額の算定にあたり、各保育所の財政状態を考慮することが必要と考える。	本補助金については、平成18年度以降に全面見直しを予定しているところです。保育所施設整備国庫補助金が減額され、保育所運営費の地域区分の見直しによる減額など、私立保育所をとりまく環境が厳しくなっているところです。今後、法人自己財源による施設整備が主流となることが見込まれるため、「財政的に余裕があり自立して保育所経営をおこなうことが可能と判断される保育所」の基準を含めて、補助金の見直しが必要と考えられます。
9	保育所の決算状況	事業活動収支計算書について、当期活動収支差額と貸借対照表の( )書きとが一致していないこと、前年度の次期繰越活動収支差額と当年度の前期繰越活動収支差額とが一致していないこと、前年度の補助金収入とすべきものを当年度の収入にしていること等、不正確な点が多かった。財政状態を正しく把握するために、八尾市は、各民間保育所から正確な決算書を入手すべきである。	旧要綱では決算書の提出を実績報告書と同時期に求めていたことにより、決算見込み段階の決算報告書が提出された可能性が高いと考えます。新要綱では、決算確定後に決算報告書を提出することを規定しており、正確な決算書の提出を求めることが可能となります。 なお、決算書の内容に関する指導は、大阪府健康福祉部医務・福祉指導室法人指導課の所管であります。

37)八尾市一時保育事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	件数払い方式の時間数検証手続の欠如	平成 14 年度は国の補助金交付要綱の算定基準が、件数払い方式と定額払い方式の選択性であった。件数払い方式を選択した保育所の場合、1 日の利用時間が 4 時間以内あるいは、4 時間を超えるそれぞれの延べ利用児童数が把握され、それらに、国の要綱に基づく単価を乗じて算定基準額が計算された。変更交付申請書の一時保育受入数(実績)が当該補助金の算定基準額になるが、この、延べ利用児童数(4 時間以内)及び延べ利用児童数(4 時間超)実績に対する八尾市の検証は一時保育事業月報との照合により実施していた。しかし、一時保育事業月報の延べ利用人数欄は 4 時間以内と 4 時間超が区分されていない様式であり、変更交付申請書と延べ利用児童数実数の合計の照合はできるものの、4 時間以内延べ利用児童数と 4 時間超延べ利用児童数の区分別の把握は不可能であった。件数払い方式を選択した保育所の場合、1 日の利用時間が 4 時間以内あるいは、4 時間超のそれぞれの延べ利用児童数実績は補助単価を左右する重要な要素であり、その検証作業は必要である。平成 15 年度以降は、国の制度が全て件数払い方式になるため、4 時間以内延べ利用児童数と 4 時間超延べ利用児童数の区分を八尾市が検証することの重要性は益々高まってくる。一時保育事業月報は、月報の日別内訳である一時保育事業実績表とともに、利用児童数欄を 4 時間以内と 4 時間超に区分する様式に修正し、これを用いて延べ利用児童数実績の検証を行う必要がある。	平成 15 年度より、4 時間以内と 4 時間超を区分するために、一時保育月報及び実績表の様式をすでに改正しており、改善策を講じています。
2		事業収支計算の正確性の検証	一時保育事業補助金は、実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする旨が要綱上定められている。この検証のために利用するのが、実績(精算)報告書の事業収支計算である。3 保育所の事業収支計算について検討したところ、1 つの保育所について、以下の数字の間違いがあった。 1) 八尾市からの補助金(収入)欄について、桁数間違い、当初交付申請額の記入等の金額間違いがあった。 2) 収入合計欄の計算間違いがあった。 補助基本額の正確性を検証するためには、実績報告書の事業収支計算のチェックが必要である。しかも、実態を正確に示している事業収支計算でなければ意味はない。八尾市には、民間保育所に対して、金額の間違があるとと思われる事業収支計算について間違いの指摘及び事業の実態を正確に示す事業収支計算の作成指導が望まれる。	平成 16 年度に、補助金交付及び実績報告の様式を改正し、支出額・収入額の記載方法を変更しました。この変更によりチェックしやすくなるため、法人に対して適切な指導が可能になると判断しています。

38)八尾市民間保育所地域子育て支援センター事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	事業収支計算の正確性の検証	民間保育所地域子育て支援センター事業補助金は、実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする旨が要綱上定められている。この検証のために利用するのが、実績(精算)報告書の事業収支計算である。 事業収支計算の収入合計に計算間違いがあった。補助基本額の正確性を検証するためには、実績報告書の事業収支計算のチェックが必要である。実態を正確に示している事業収支計算でなければ意味はない。八尾市には、民間保育所に対して金額の間違ひがあると思われる事業収支計算について間違いの指摘及び事業の実態を正確に示す事業収支計算の作成指導が望まれる。	平成15年度分実績報告書より、提出後の審査を徹底し、不正確な計算については修正を求めることにより改善策を講じました。また、平成16年度以降に、要綱の様式の見直しを実施することを予定しています。

39)八尾市民間保育所整備費補助

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	領収書の入手の不備と支払いの確認に関する要綱の不備	事業実績報告書の様式 4 号別紙 2 によると、工事代金の内、支払済のものについては工事請負契約書とともに支払領収書の写しが実績報告書の添付資料として要求されている。しかし、大抵の工事は補助金の交付を受けてから工事請負者に工事代金の支払をするため、実際、領収書の写しを入手するのは前金の支払が生じた時だけである。しかし、交付された補助金が実際に補助目的どおり支出されることを確認するために、事後であっても八尾市は領収書を入手することが必要であり、補助対象経費全額の領収書の入手を要綱に定めるべきである。さらに、実績報告書(事業の完了した日から 30 日を経過するまでに提出)の添付資料として請求書の写しを入手し、支出内容を確認すべきであり、請求書提出を要綱上定めるべきである。	本補助要綱については、平成15年度にて廃止とし、他の社会福祉施設の整備費補助金とともに「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」へ統合しました。 この要綱では、実績報告の添付書類等については規定していません。 添付書類等も含めて、保育所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられるため、平成16年度事業分を対象として、検討を行っているところです。

2	工事完了確認資料の入手	<p>実績報告書の様式(様式 4 号別紙 2)は、「工事完了を確認するにたる検査済証の写(建築基準法第 7 条第 3 項による検査済証の写し又は地方自治法 234 条の 2 条 1 項による検査調書の写)」を実績報告書の添付資料として要求している。八尾市は検査済証をもって工事完了確認資料としているとのことであった。しかし、建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項((2) 参照)でいうところの検査済証は、同項の検査をした「建築物及びその敷地が建築基準法関係規定に適合している」ことを認めたもので、検査済証の入手だけでは請負工事契約の履行、引渡は確認できない。実際、検査済証の日付の数ヶ月後が工事の完成、引渡の時期になっていた。事業の完了、即ち工事完了の確認のためには、検査済証は当然必要だが、さらに、その後請負工事契約の履行、引渡がなされたことを確認するために、八尾市職員による検査の報告書が必要であり、その旨を要綱上明確にすべきである。</p>	<p>補助金実績報告にて、建物引渡証等の提出を求めることを平成 16 年度より検討しています。また、検査については、事務効率の観点から、大阪府による竣工検査に同行する等の対応を検討しております。</p>
3	要綱の不備	<p>要綱第 5 条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。 当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。</p>	<p>「八尾市社会福祉施設整備費補助金交付要綱」では交付申請時期の規定はしておらず、添付書類等も含めて、保育所整備分の取扱いの内規を定める必要があると考えられるため、平成 16 年度事業分を対象として、検討を行っています。</p>
4	実績報告書(様式 4 号別紙 2)の添付書類の根拠法令間違い	<p>「工事完了を確認するにたる検査済証の写し(建築基準法第 7 条第 3 項による検査済証の写し又は…(以下省略))」を実績報告書の添付書類として提出することが、実績報告書の様式上義務付けられているが、根拠法令は建築基準法第 7 条第 3 項ではなくて、建築基準法第 7 条第 5 項若しくは建築基準法第 7 条の 2 第 5 項であった。実績報告書様式の修正が必要である。</p>	<p>平成 16 年度事業分より修正を予定しています。</p>

39)八尾市母子緊急一時保護制度による母子生活支援施設運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	補助金の額に関する要綱の不備	事業実績報告書(様式3号)の「事業費精算書」によると、当該補助金の額は、補助対象経費実支出額(以下 21.において「実支出額」という。)と補助金算定基準額とを比較して少ない方の額になっている。 しかし、要綱上、算定基準額の定めはあるものの、補助基準額の記載がない。実支出額と算定基準額とを比較して少ない方の額を補助基準額とすることを要綱上明確にすべきである。	平成16年度より「母子緊急一時保護制度実施要綱」を改正し、本事業の経費については、保護事業の実施にかかる委託料による対応としました。
2		事務費の実支出額の検証	事業費の実支出額の検証がなされていない。実支出額については、補助対象施設にその内訳を示した書類及び証票の保管を求め、八尾市職員が定期的に検査に行くことを要綱上明確にし、実施すべきである。	委託料への変更にともない、委託契約書にて委託業務全般について市による検査及び調査を規定しました。

40)八尾市三師会国保事業協力助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	保険年金課	補助金の見直し	三師会への補助は、国民健康保険事業に関して協力を受けていることから継続されていると思われる。具体的協力の例として、年に1回「健康・医療・福祉展」を三師会合同で主催、八尾市ほかの後援で開催している。また、保険制度改正や新制度導入(最近事例としては、老人医療制度改正、短期健康保険証制度導入等)に当たり、被保険者に制度を周知徹底するため三師会に協力を求めており、これは有効な手段となっているとのことである。しかし、各会とも会活動費は数千万円単位と大規模であり、自主財源で会の運営を行うことは十分可能である。また、医療関係に携わるこれらの会及び所属医師等が医療行政に協力するのは当然のことと考える。また、八尾市からの補助金は運営補助金として交付しており、金額的に多額でないことから、八尾市は各会の活動にほとんど関与していないとのことである。このような状況を勘案すると、各会に対する運営補助金は必要がないと判断でき、廃止が求められる。なお、もし「健康・医療・福祉展」開催の財源が乏しいのであれば、八尾市は当該催しの後援者としていくらかの補助金を交付することは認められるものと思われる。	各会への運営補助金と指摘を受けている助成金については、廃止する方向で検討しています。 また、健康展については、市として当該事業へ参画するなど、事業効果が見込まれるため、当該事業を推進するとの趣旨で、事業助成補助金として補助制度を整備する方向で検討しています。  当該助成金については現在関係団体と調整中です。
2		補助金交付要綱の作成	当該補助金については、交付要綱が整備されておらず、毎年起案決裁等に基づき交付が行われている。補助事業を継続する場合には、交付要綱を整備することが求められる。	平成16年度内に健康展事業助成補助金要綱を整備する方向で検討しています。

41) 八尾北医療センター保守保安経費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

42) 小児夜間救急診療助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	要綱上の不備については、今後、検討し整備を行ってまいります。

43) 中学校クラブ活動近畿・全国大会参加費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘を受けた項目については、支給基準を改訂しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。
2		宿泊料について	宿泊料については、活動旅費支給基準は、1人1泊8,000円を限度に宿泊料の実績額を補助することが定められている。補助対象経費としては、実績報告書の様式の宿泊料金については[8,000円×泊数×(生徒数+引率者数)]と記載されており、実際、1人1泊につき8,000円で計算されている。しかし、宿泊料金の1人1泊あたり実経費が補助金算定基準額の限度額である8,000円より少なくなる可能性は十分にあり、補助対象経費は算定基準額と実経費を比較して少ない方と要綱上定めるべきである。実績報告書に実経費欄と算定基準額(=8,000円×泊数×(生徒数+引率者数))欄を設け、両者を比較の上、少ない方を補助対象経費とする様式を設定すべきであると考えます。	実績報告書の指摘を受けた項目については、実経費が8,000円より小額になった場合、実費額を記入し算出するよう整備します。

44) 八尾市校長会に対する研修助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	指摘を受けた項目については、補助金交付要綱を改訂しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。

2		要綱の整備について	事務処理の運用上の方針はあるものの、要綱については、他部署予算の校長会研修助成金と共通であるため、補助目的、補助対象、補助金額について、要綱上明確にされていない。 指導課予算の校長会研修助成金と他部署予算の校長会研修助成金について、補助事業の運用が別であり、研修会の内容上別々の運用である方が効率的に運用できる、という現実の状況から判断するに、それぞれの部署で要綱を整備し、事務処理を明確に定める必要がある。	指摘を受けた項目については、部内各課と調整の上、補助金交付要綱を改訂しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討してまいります。
---	--	-----------	---	---

45)八尾市盲・聾・養護学校就学奨励補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在、不備の内容について検討中です。
2		補助金確定規定の不備	当該補助金については、要綱に補助金確定条項がない。実際の運用は、毎年1月末を期限に補助金対象者について補助金対象者から教育委員会に直接交付申請書が提出され、2月初旬に補助金交付決定される。この交付決定額が補助金確定額になっている。年度末に学校より「転校・退学等」の異動報告により、補助金額を確定し、精算するという手続に関する規定がない。補助金の確定及び精算に関する規定を要綱上定めるべきである。	現在、不備の内容について検討中です。
3		補助単価の見直し	要綱の補助単価は、「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」に係る支給補助単価である、「特殊教育就学奨励費補助金(特殊学級分)の要・準要保護単価等」の学用品購入費を準用して定めたものである。その後国単価は変更され、平成 14 年度現在、小学校 11,100 円、中学校 21,700 円(学用品購入費)になっており、八尾市の要綱の補助単価とは一致していない。当該補助金は国の法律に基づき市町村が補助事業を実施するものだが、八尾市は、国の基準を参考に市独自の要綱に基づいて実施する手法をとっているため、必ずしも補助単価を国の基準に合わせる必要はない。しかし、当初準用していた国単価と要綱の補助単価が相違している現在、市の制度として必要な補助単価を検討し、その金額の妥当性を明らかにしておくべきである。	補助単価について、制度の趣旨から補助対象経費は学用品費であり、国の基準単価の変更に伴い本市の補助単価も改正をして支給するように検討中です。

46)八尾市奨学金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金の見直し	当該補助金は、低金利が続く、八尾市の奨学基金の基金果実が減少しているため、奨学基金の補填をしている、という役割を負っている。 奨学金制度は、八尾市の奨学制度のほかにも例えば日本育英会、大阪府育英会など、多くの制度がある。担当者によると、奨学制度の利用者は諸制度を選択、併願も可能な状況にあり、八尾市は必ずしも八尾市の奨学制度で対象者全てを援助することは想定していないとのことであった。このような状況であることから、また当該奨学金はそもそも奨学基金及び基金果実で給付すべきものとするので、取崩可能な基金があるのかどうかを検討するとともに、補助金を今後も継続するかどうかの検討が必要と思われる。	この制度は、就学の機会均等を確保し就学意欲のある生徒の修学を援助することであり、また、奨学金制度検討委員会で種々論議願ひ、平成14年度より3年計画で枠の拡大を図り充実したものであり、今後もこの制度を継続していくことが必要であるとの結論に至っています。基金の取崩も理論的には可能であるが、市民等の善意の寄付金であり、平成16年度も寄付を頂いたものであり、取崩は困難であります。むしろ基金の増額に向けた取組等が必要と考えます。

47)八尾市私立幼稚園就園奨励費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在、不備の内容について検討中です。
2		保護者受領印の確認	就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるため、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認をすることが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。	実績報告書提出時に交付決定者名簿兼受領書の提出を義務づけることで確認を行います。

48)八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在、不備の内容について検討中であり、制度の見直しとともに要綱の改正も行う予定です。

<p>2</p>	<p>補助金額の見直し</p>	<p>就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の目的は、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ることにあるが、そうすることによって、保護者が負担する保育料の公立・私立間の較差是正をも図ることも意図しているとのことである。八尾市の公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担については、公立幼稚園と私立幼稚園には明らかに較差がある。公立幼稚園の4歳児待機児童問題が生じており、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の較差が大きい現在の状況では、公立に入園を希望するが、抽選漏れのためやむをえず私立に入園するというケースが生ずるため、「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、公立・私立間の保護者負担の較差是正を図る」という趣旨の就園助成費補助金の必要性はある。就園奨励費補助金は所得に応じて所得の低い層が多く補助金を受けられる制度になっている。一方、就園助成費補助金は、保育料から就園奨励費補助金を差引き保護者負担額が公立保育料を上回った場合にその差額分につき、31千円を限度に補助金を受けられることになっており、就園助成費補助金のみに着目すると、所得の低い層が必ず多く補助金を受けられるとは限らない。</p> <p>就園助成費補助金の目的が「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の保育料を軽減する」(要綱第1条より)ことにあることから考えるに、就園助成費補助金についても就園奨励費補助金同様に、所得層を段階化して補助金額を定めることが妥当であると思われる。ただし、保護者負担額が公立保育料を上回る場合のみ助成するという条件はやはり必要である。なお、八尾市は公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担較差是正の方法についての検討は必要と認識しており、すでに、公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免及び就園助成費制度について検討中とのことである。</p>	<p>この制度は、国の制度である就園奨励費補助金制度により、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図っても、なお、保護者が負担する保育料に公私間較差が見られることから公私間較差是正を図るために行っているものであります。</p> <p>指摘のとおり、公私間較差是正の目的を図るためには制度の改正が必要と考えており、制度の改正については、昨今の経済状況等、また、本市の財政状況も勘案して検討をしている状況であり、制度のあり方、内容、実施時期も踏まえて考えているところであります。</p>
<p>3</p>	<p>保護者受領印の確認</p>	<p>就園奨励費補助金及び就園助成費補助金は個人助成であるため、最終的に、各保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されたことを確認するのは重要な手続である。しかし、八尾市は保護者へ就園奨励費補助金及び就園助成費補助金を直接振込んでいないため、保護者に就園奨励費補助金及び就園助成費補助金が交付されている事実を確認するためには、就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書における受領印の確認をすることが必要になる。実績報告書の提出時に、添付書類として就園奨励費・就園助成費交付決定者名簿兼受領書の提出を義務付け、その受領印の有無を八尾市でチェックすることが必要である。</p>	<p>実績報告書提出時に交付決定者名簿兼受領書の提出を義務づけることで確認を行います。</p>

49) 八尾市私立幼稚園事務協力金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在、不備の内容について検討中です。
2		事務協力金の内容について	就園奨励費等補助事業にかかる申請事務及び就学時健康診断にかかる事務は、何れも市が行う事業の事務である。八尾市の事務に協力した幼稚園に、事務経費の一部を事務協力金として交付している、というのが当該事務協力金の実態と思われる。要綱によると、事務協力金の交付目的は「八尾市の私立幼稚園並びに幼稚園教育の振興を図る事を目的とする」とあり、実態と要綱の目的の関係が明確ではないと思われる。当該補助金の交付は、就園奨励費補助事業にかかる事務手数料及び就学時健康診断に係る事務手数料の支払いであることが実態であるため、八尾市は、事務手数料を補助金として交付することが妥当か否かの検討が必要である。	子育て支援を取り巻く環境は大きく変化している昨今、就学前教育「幼稚園教育」は多様化する市民ニーズに対応するため、これまでも、これからも、公立と私立が連携協力して推進すべきものと考えており、そのためには、私立幼稚園は無くてはならない教育機関であります。また、国の制度である就園奨励費の取扱は園児の在園確認も兼ねて私立幼稚園での受付となっており、要綱の交付目的のとおり教育の振興を図っているものであり、補助金の算出根拠として実際に行っている事務の一部を採用して算出しているものであります。

50) 学校法人大阪朝鮮学園に対する補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	学務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在、不備の内容について検討中です。

51) 養護学級センター校通学通級費助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の作成	国の制度に基づく補助金であったとしても、市の補助金交付要綱を整備し、関係諸規定に基づく事務処理を定めることが必要である。	指摘を受けた項目については、補助金交付要綱を整備しました。市で新たに示された「補助金等交付基準」と照らし合わせ、さらに改訂すべき点があるか検討していきます。

52) 八尾市連合青年会運営助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市連合青年会補助金交付要綱を策定しました。

2	青少年課	助成金の廃止に向けての検討	<p>財政的に見ると、傘下の青年会よりの分担金が収入のおよそ半分以上を占め、支出内容も全国青年大会への参加関係支出を除くとそのほとんどが傘下の青年会を対象とする親睦懇親行事費である。12 団体、300 人規模の組織構成であり八尾市全体の対象青年人数に比較してもその組織力は微々たるものと判断せざるをえない。それらを反映して、事務局も八尾市青少年課に所在しており、行政主導でその存続を図っている感が強い。所管部署としては、現状に鑑みて助成金を縮小する方向での検討を行う意向はあるが、青年層を組織した唯一の団体であり事業を維持するために一定金額の助成が必要であると主張する。</p> <p>しかし、活動規模・活動内容共に八尾市の行政活動に重要な影響を及ぼすとは考えられず、このような組織力の弱い青年会を通じて行政目的が十分に達成されているとは考え難い。青年会への加入率は低く、現状の活動内容からは補助目的を十分に達成できないと判断されるので、現状でも少額である助成金の支給を廃止することは止むを得ないものと考える。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、連合青年会の八尾市に対する貢献・実績及び同会が市内における唯一の青年層を組織した団体であるということから、補助金を廃止し行政が支援を停止すると同様の組織の立ち上げは不可能であります。</p> <p>青少年課として、連合青年会に対して組織の拡大・事業の見直し等の申し入れを行い、今後の具体的な事業の展開を指導してまいります。</p> <p>補助金額については現行の 150,000 円を 20,000 円に変更します。また、補助金交付要綱の第 10 条に交付の終期を規定します。</p>
---	------	---------------	---	---

53) 八尾市青少年育成団体連絡会補助金(本部)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市青少年育成連絡協議会補助金交付要綱を策定しました。
2		余剰金の返還条項について	助成金の清算の結果、余剰金を生じたときは、すみやかに返還すべきものとする。」といういわゆる余剰金についての返還条項の記述が交付指令書にはないが、明記すべきである。	指摘のあった余剰金の返還条項については、交付決定通知書にその旨を記載するとともに補助金交付要綱第 8 条(補助金の返還)に明記することとしました。

<p>3</p>	<p>余剰金についての概念の明確化</p>	<p>返還条項の新設に際しては、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。当該次年度繰越金が八尾市からの助成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不可能であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が生じていることを考え合わせると、当該次年度繰越金が返還条項に規定する余剰金に該当するや否やの検討が必要である。特定の事業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入から、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残額を生じれば、それは余剰金として返還すべきであるが、運営についての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上においてもそのような事態に対処できるように合理的な範囲内の金額でリスク対応的な引当積立金を持つことは当然であり、助成の目的に沿う合理的なものであると考えられる。さらに、団体が平年に行わない周年事業などの大規模事業や周期的に発生する備品購入などに備えた積み立ても必要な場合があると考えられる。連絡協議会の収支計算書の次年度繰越金についてもそのような引当積立金的な性格を帯びていることは否定しないが、次年度繰越金のうちの引当積立金的な部分と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないところに問題がある。今後はリスク対応的な引当分は繰越金から分離してその内容を示す名称を付した積立金として収支計算書において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適当である。さらに、連絡協議会の活動が多くボランティアに支えられた社会的に意義のあるものと理解され、この点から運営費不足という財政面からの要請のみで助成を行っているものではないとの考えも十分に理解できるところである。今後の連絡協議会の活動内容の進展に伴いその個々の事業内容について青少年育成としての観点から行政の積極的な助成が必要とされるのであれば、団体運営費補助から事業費補助に助成の目的を変更して対応を図るべきである。</p>	<p>市内の子ども約17,000人を会員とし、年間を通じてソフトボール大会や綱引き大会、また夏季には宿泊体験キャンプ・自然体験事業等々子どもを中心とした事業を毎年約15前後の事業を展開しつつ、一方では地区青少年指導員や地区育成会指導員を対象とした研修会・講演会等を実施し、効率的・効果的なそして安全性の高い子ども会活動に心がけています。</p> <p>指摘のありました余剰金の返還については今後、団体からの決算書等のチェックに十二分に行い適正に処置してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、団体運営補助から事業費補助に変更するのが好ましいとの指摘がございましたが上記のとおり非常に事業活動が広範囲にわたっており、変更することにより事業展開に支障をきたす恐れがありますので、今後、この課題について慎重に考えながら事業の分析を図ってまいります。</p>
<p>4</p>	<p>助成金額の算定根拠の明確化</p>	<p>内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するために交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が前年度の金額を踏襲した固定的なものとなっている。</p> <p>社会的意義が認められる日頃の活動の拠点としての意味でその存在が必要な事務局の運営維持を図るために、行政が財政的な困窮状態に対する救済として積極的に助成を図るといった趣旨からは助成金額は運営費の不足分ということになる。したがって、運営費補助は限定的に考えるべきであり、明確な助成金の算定根拠と算定方法が求められるところである。</p>	<p>行政の財政困難な状況については団体役員も承知いただいております。新事業の展開については予算との関係上、慎重に取り組んでいただいております。</p> <p>ただ、補助金の算定については予算範囲内ということもあり例年補助金の上乗せを要望されていますが、市の財政状況も視野に入れ団体も苦慮されているところであります。</p>

54)八尾市青少年育成団体連絡会補助金(地区)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	青少年課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市青少年育成連絡協議会補助金交付要綱を策定しました。
2		余剰金の返還条項について	助成金の清算の結果、余剰金を生じたときは、すみやかに返還すべきものとする。」といういわゆる余剰金についての返還条項の記述が交付指令書にはないが、明記すべきである。	指摘のあった余剰金の返還条項については、交付決定通知書にその旨を記載するとともに補助金交付要綱第8条(補助金の返還)に明記することとしました。
3		余剰金についての概念の明確化	返還条項の新設に際しては、返還を求めべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。次年度繰越金が八尾市からの助成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不可能であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が生じていることを考え合わせると、当該次年度繰越金が返還条項に規定する余剰金に該当するや否やの検討が必要である。特定の事業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入から、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残額を生じれば、それは余剰金として返還すべきであるが、運営についての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上においてもそのような事態に対処できるように合理的な範囲の金額でリスク対応的な引当積立金を持つことは、助成の目的に沿う合理的なものであると考えられる。さらに、団体が平年は行わない周年事業などの大規模事業や周期的に発生する備品購入などに備えた積み立ても必要な場合があると考えられる。各地区連絡協議会の収支計算書の次年度繰越金についてもそのような性格を帯びていることは否定しないが、次年度繰越金のうちリスク対応的な引当分等と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないうちに問題がある。今後はリスク対応的な引当部分等は繰越金から分離してその内容を示す名称を付した積立金として収支計算書において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適当である。なお、連絡協議会が行う子供会活動を児童教育の一環として捉え行政による教育の補完的活動であるとの理解から、各地区の連絡協議会への助成金額については繰越金の有無にかかわらず、所属する子供一人あたり助成金額を定めておき、それに所属する人数を乗じた額を基本的に配分しており、その配分方法や前提とする考え方にも一応の合理性は見出し得るものの、子供会への参加が任意であり参加対象となる子供の全員ではないために、全面的に行政補完的な存在であるとは認められず、余剰金の存在を無視して助成を継続することについては問題がないとは言えない。	地区内の子ども会活動は地域の特異性等により活動そのものについて若干の格差は生じていることは認識していますが、それぞれが地域にあった事業として地区福祉委員会と連携しながら進めていただいております。また、育成会本部との連携についてもソフトボール大会や綱引き大会、また夏季には宿泊体験キャンプ・自然体験事業等々全地域子ども会に精力的に参加いただいております。そういった中で指摘のありました余剰金の返還については今後、地区育成会からの決算書等の適正な見直しを図り処置して参りたい。また、助成金配分の算出根拠についてですが地区の子ども会員数に一人当たりの金額を乗じて算出していますが現在のところ、その方法が一番適性ではないかと思われる。

55)八尾市PTA協議会に対する助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市PTA協議会補助金交付要綱を策定しました。
2		余剰金についての概念の明確化	<p>次年度繰越金が八尾市からの助成金を含むいかなる収入から生じたものであるかの断定は不可能であるが、運営費補助として助成した一方で次年度繰越金が生じていることを考え合わせると、当該次年度繰越金は返還条項に規定する余剰金であると判断せざるを得ない。</p> <p>しかし、余剰金についての明確な概念規定が無いことから、その解釈に混乱が生じており、余剰金の返還には至っていない。</p> <p>当該余剰金の返還についての問題が生じた原因は、交付指令書に規定する余剰金について明確な概念の定義がなされていないためであり、返還を求めるべき余剰金についての概念を明確に定める必要がある。</p> <p>特定の事業のために費消されるための収入を除いた助成金を含む総収入から、円滑かつ持続的な団体運営に要する費用を控除した場合に残額を生じれば、それは余剰金として返還すべきである。しかし、運営についての予期せぬ環境の変化や事業の実施に際しての状況の変化に柔軟に対応して当初の目的を達成するためには、収支予算上においてもそのような事態に対処できるように合理的な範囲内の金額でリスク対応的な引当積立金を持つことは、助成の目的に沿う合理的なものであると考えられる。協議会の収支計算書の次年度繰越金についてもそのような性格を帯びていることは否定しないが、次年度繰越金のうちのリスク対応的な引当分と返還の対象となるべき本来の余剰金の部分とが判然としないうちに問題がある。今後はリスク対応的な引当分は繰越金から分離してその内容を示す名称を付した積立金として収支計算書において明示し、余剰金とは明確に区分するのが適当である。</p>	<p>ご指摘の内容のとおり、当該余剰金は団体活動の予算の中において、その活動が長年に渡り持続性をもってリスクを回避するための収入と考えますが、今後は要綱制定の上一定の使途科目を明確にしつつ予算の範囲で助成する必要があると考えます。</p> <p>従って、団体からの補助金交付申請並びに決算報告について一層精査してまいりたいと考えます。</p>

3		助成金額の算定根拠の明確化	<p>内規における助成目的の表現が包括的であり、さらに助成金額の算定に関する規定が無いことから、助成目的とそれを達成するために交付する助成金額の関係が不明瞭であり、毎年度の助成金額が前年度の金額を踏襲した固定的なものとなり、助成金を巡る行政がダイナミックな精彩を欠くものとなっている。</p> <p>主としてPTA会員を対象に八尾市の行政区域内を活動範囲とするような日常の活動については会費を中心する自主財源で費用は賄われるべきであり、一方、事務局機能の維持に必要な費用の不足分や、上部団体が主催する研修会や大会等に参加するのに必要な費用については八尾市が補助目的との関係から助成金にて支援するなどの目的関連性を持った助成金額の算定と算定根拠の明確化が必要である。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、当該社会教育関係団体の自主的な活動部分と、社会教育行政が助成するべく事業を明確にするため、助成目的を会員の家庭教育等にかかわる研修等に設定したうえで、当該団体の予算並びに本市の財政状況を鑑み算定することが適正であると考え、要綱の中で設定してまいりたいと考えております。</p>
---	--	---------------	--	---

56) 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター運営費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を予定しています。</p>
2		補助金の見直し	<p>八尾市は、福祉サービスセンターの事業が採算の取れる事業であるのか見直しが必要と考える。具体的には現在、給付内容の見直しを行っているが、それを基に事業採算が取れるのか、さらに運営費を含んだ福祉サービスセンター全体としてのシミュレーションを実施すべきである。その際、事業の年度収支計算だけでなく、損益計算も行う必要がある。</p> <p>シミュレーションの結果を受けて、提供するサービスの魅力を高め新しい会員を獲得して会員数を増やし、効率のよい運営をすることで福祉サービスセンターの採算を取ることが可能であるのか検討すべきである。なお、運営費を含めた自立可能な会員数は1万人以上必要と推定でき、現状から会員数を1万人以上増やすには相当の努力が必要であると考えられる。給付内容及び事業メニューをさらに見直し、それでも採算が取れる可能性がないのであれば、場合によっては福祉サービスセンターの存続そのものについての検討も必要と考える。</p>	<p>15年度には、当該センターの事業費における採算が取れるよう、将来見通しもつけ、給付内容の見直しを行い、会員拡大を図りました。今後はさらに事業ごとの収支や利用件数などによる見直しを行い、提供するサービスの魅力を高めつつ、効率の良い運営を行っていくものであります。尚、運営費を含めたセンターの自立可能な会員数まで会員拡大することは困難が予想され、採算が取れる可能性は低いが、当該センターが市内中小企業に働く労働者の福利厚生制度を充実させることにより、大企業との労働環境格差を縮め、中小企業振興へ寄与するものであります。よって、将来見直しを行う上で、必要に応じてシミュレーションを行い、効率の良い運営を行うことが必須であるが、採算の如何に関わらず、中小企業振興の目的を必要とする限り、存続させていくべきものと考えております。</p>

3		<p>実地検査の記録が不十分</p>	<p>補助金額の確定手続の一環として、実績報告書等の審査及び補助金の適正な執行を図るために必要と認めたときは、実施検査等を行う(要綱第7条より)とあり、八尾市は実績報告書を入手し、実地検査も実施している。しかし、実地検査は福祉サービスセンターに対する八尾市の監査委員監査に同席して実施しているが、検査記録等を残していない。実績報告書の審査や実地検査は、補助金の公正な使用を担保するために要綱第7条の規定に基づいて実施され、補助金の額が確定される。したがって、補助金の額を確定するための証拠記録として、実地検査の検査記録等は残すべきである。</p>	<p>平成15年度のサービスセンター会計監査における実地検査分より、報告書として検査記録を残しています。</p>
---	--	--------------------	---	--

57)八尾地区労働組合協議会運営助成金

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	産業振興室	<p>実績報告書及び事業報告書の未入手</p>	<p>要綱によると、毎年1月末までに、実績報告書及びその添付書類として事業報告書を市長に提出しなければならない、とあるが、提出されていなかった。</p>	<p>補助金交付要綱に基づく様式による実績報告書の提出はなかったものの、決算書・定期大会議案書の提出をうけて、実績確認を行ってきたもの。尚、平成15年度補助金の実績報告については、団体への指導により要綱に基づく様式にて提出を求め、受理しています。</p>

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	<p>補助金交付要綱の不備</p>	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>平成16年度補助金は執行せず、平成16年8月1日付けにて、補助金交付要綱の廃止予定です。</p>
2		<p>補助金の算定根拠が不明確</p>	<p>補助金額は、市長が別に定めるところにより、予算の範囲内において交付することになっているが、「別の定め」として明文化された算定根拠はない。補助金の算定根拠は補助金の必要性にも関係するが、当補助金は算定根拠が不明確なまま每期一定額の補助金額となっており、その必要性が疑問である。少なくとも行政の裁量に委ねるのではなく、要綱で金額算定根拠を明確にしておく必要がある。</p>	<p>同上</p>
3		<p>実績報告手続きと定期大会議案書</p>	<p>八尾市は、現在、実績報告書が入手できていない。これについて、八尾市は、決算書や定期大会議案書を入手していることで実質的に実績報告書の代わりにしていたとの認識であるが、実績報告書は補助金の公正な使用を担保し、補助金額確定(要綱第7条)の前提となる重要な書類であり、実績報告書を入手すべきである。仮に事業内容を定期大会議案書で確認したいとのことであれば要綱を改正し、定期大会議案書を実績報告書の添付書類として取扱うべきである。</p>	<p>同上</p>

4		補助金の廃止に向けた検討	本来、八尾地区労働組合協議会は労働者、労働組合の受益のためのものであって、自主財源による自主的運営を期待されるものである。活動・効果の面から補助の必要性が乏しいことに加えて、財政面からは自主財源と特別事業積立金の取崩しにより、補助がなくても八尾地区労働組合協議会の運営は可能であり、当補助制度は廃止すべきである。	同上
---	--	--------------	--	----

58) 中小企業振興対策補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして、平成 16 年 4 月 1 日付で八尾商工会議所補助金交付要綱を改正しました。
2		補助金の算定根拠が不明確	補助金額は平成 2 年以降、毎年 5,000 千円で一定である。しかし、「会議所の運営に要する経費」、「商工業振興事業費」、「中小企業相談所の運営に要する経費」及び「その他市長が特に必要と認める事業に要する経費」の内訳が明示されておらず、算定根拠が不明確である。また、毎年 5,000 千円に決定されている合理的な理由もない。 補助金の算定根拠は補助金の必要性にも関係するので、要綱で金額算定根拠を明確にしておく必要がある。	平成 16 年 4 月 1 日付で改正の八尾商工会議所補助金交付要綱において、補助対象経費の内訳等について別表において明記しました。
3		事業実績の把握が不十分、補助効果が不明確	要綱第 6 条の規定によると会議所は、補助年度終了後 3 カ月以内に事業報告書、収支決算書を提出しなければならない、とあり、八尾市は事業報告書と決算書を入手している。 しかし、どの交付対象経費にどれだけ使用され、その結果、市内の商工業の振興にどのように寄与したのかという補助効果を現状の事業報告書からは把握することはできない。他に八尾市は補助効果を評価しておらず、市内の商工業の振興に寄与した事実の把握ができていない。会議所の活動を定量的に評価して補助効果を明確にすべきである。	補助効果が実績報告書において定量的に評価できるように改正しました。

4		補助制度の改正に向けた検討	<p>会議所の行う事業は、会員のための事業と、広く市内商工業者を対象とする事業がある。当該補助金は、市内商工業者の振興に期待して補助するものであるから、補助金は後者の事業に使用されるべきものである。当補助制度は要綱上、運営費補助と事業費補助とが併記されているが実質的には運営費補助として運用されている。運営費補助は事業費補助に比べて補助効果が不明確になる傾向があり、事業費補助にすべきである。</p> <p>なお、現在、要綱上の補助対象事業である「商工業振興事業費」は、事業が特定されておらず、抽象的で、適切でない。例えば次の4. 情報化促進事業のように広く市内商工業者を対象とする事業のように、事業を特定する必要がある。要綱の条文の中にある運営費補助部分については削除し、補助対象事業内容を明確にする必要がある。</p>	運営費補助については廃止し、事業費補助に限定し、補助事業内容を明確にしました。
---	--	---------------	---	---

59) 信用保証料補給金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	平成 16 年度、本市補助金交付規則に則って改正作業を行う予定です。

60) 情報化促進事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らし、また、外部監査の趣旨に沿って、平成 16 年 4 月 1 日付八尾商工会議所補助金交付要綱を改正しました。
2		補助金の評価が不十分	<p>要綱第 6 条の規定によると会議所は、補助年度終了後 3 ヶ月以内に事業報告書、収支決算書を提出しなければならないとあるが、八尾市は情報化促進事業の事業報告書を入手していない。事業報告を兼ねた決算書を入手している。</p> <p>入手した決算書等により情報化促進事業を評価することになるが、実績の評価は客観的に評価結果を後年の事業に反映させやすい定量的評価が望ましい。しかし、決算書では実施事業の実績について定性的な記述が多く、また、八尾市は他に定量的な評価を実施していない。例えば、回線・サーバーの利用回数、F ネット(企業情報提供ネット)の利用回数など定量的な指標を用いて、補助金の効果を評価するべきである。</p>	定量的に、補助金の効果を評価できるように要綱を改正しました。

3		要綱の規定が不明確	<p>当補助制度は会議所が行う情報化促進事業を補助対象とする事業費補助である。しかし、当補助制度は3. 中小企業振興対策補助金と同様に、八尾商工会議所補助金交付要綱を根拠規定としている。同要綱では補助対象事業を会議所が行う商工業振興事業としているだけで、具体的に「情報化促進事業」を補助対象としていることが明確にされていない。何故、「情報化促進事業」に補助するのか要綱上の規定が不明確である。</p> <p>当補助制度の根拠を明らかにするため、要綱を改正して、「情報化促進事業」を補助対象とすることを明記すべきである。</p>	改正した要綱において、「情報化促進事業」を補助対象とすることを明記しました。
---	--	-----------	---	--

61) 商業共同施設設置補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を予定しています。

2	合理的な補助の検討	<p>八尾市は平成 13 年度、平成 14 年度と 2 年連続で恩智駅前ショッピングセンター・アーケード改修工事に各々 5,000 千円を補助している。これらの工事は全長百メートル程の恩智駅前アーケードについて施工箇所を分割して実施したものである。両年度の工事を全体としてみると、アーケード改修工事は、2 年間で 10,000 千円の補助金が支出されている。また、平成 14 年度の工事では当初の事業計画にはなかった紫外線カットフィルム貼り工事をアーケード全体に施工した。要綱上は、各年度の補助額が上限額 5,000 千円以内であり、異なる種類の工事が施工されているので八尾市としては問題ないとのことである。しかし、第三者の目から客観的に工事の内容をみた場合、二つの点で疑問が生じる。まず、第一に、八尾市が工事の全貌を把握できていたかどうかである。八尾市が当該工事について補助対象とする是非を判断する際に、補助目的との適合性等を適切に判断するには工事の全貌の把握が当然、必要と考えられるからである。この点につき、ショッピングセンター・アーケードに紫外線カットフィルムは必要のように思われるが、平成 14 年度の紫外線カットフィルム貼り工事については、八尾市は実施後に初めて報告を受けており、補助金額は当初予算額 4,700 千円を超過することとなった。そのような経緯からは、八尾市は工事の全貌を適切に把握していたかどうか疑問である。第二に、合理的な理由により工事を分割しているかどうかについてである。工事を分割することは、事業主体の資金繰り等の事情にも関係しており要綱上も認められる。しかし、工事を分割すると、例えば、足場組代、警備代等の工事費用が二重にかかる場合もあるから、事業者が補助を受けるため、著しく非効率に複数年度に工事を分割して施工しようとしていないかどうか、工事手法についての技術的な見極めが必要である。今回の監査で、八尾市が工事手法の合理性について技術的な見極めをしたかどうか確認したところ、その事実はなく、金額等のチェックにとどまっており、非効率な工事でなかったかどうか疑問である。八尾市は、市民からこのような疑問を持たれないようにするため、事業計画書の提出を受けた時から予算の観点からだけでなく、補助目的との適合性の観点から工事収支の全貌の把握に努める必要がある。そして所管部署である産業振興室は外部の専門家や市役所の建築部に依頼するなどして、工事を合理的な理由により分割されるものであるかどうかについて検討すべきである。事業者の資金繰り等の事情を考慮する必要があるが、工事分割が著しく合理性を欠いている場合は、事業者を指導して工事を施工させ、市内の商業の振興を図るといふ補助目的を効率的に達成すべきである。</p>	<p>合理的な補助を行なうために、施設の改修予定表(時系列に記載するもの)を、事業計画書提出時に添付するなど補助団体が計画している内容を確認できるよう要綱を改正する予定です。</p>
---	-----------	--	---

<p>3</p>	<p>交付申請の時期について</p>	<p>平成 14 年度恩智駅ショッピングセンター・アーケード改修工事については、平成 13 年 10 月 30 日付けで事業計画書(総工事費 30,000 千円)が市長に提出されているが、その後平成 14 年に実際に工事する際に紫外線カットフィルム貼り工事(工事費 10,333 千円)が追加され、総工事費及び内容が大幅に変更された。このような紫外線カットフィルム貼り工事は事前に提出した事業計画書の内容を大幅に変更するものであり、本来は事業実施前に事業計画書を再提出して八尾市と協議するなどの対応が必要と考えられる。しかし、要綱第 6 条の規定で「事業実施後に補助金の交付を申請する」との定めがあるため、変更された工事の実施後に補助金の交付が申請され、補助金は交付されている。結果的に八尾市は事前相談もなく無断で事業計画書の工事内容を大幅に変更され、申請時に事後的報告を受けることになった。これは工事費の負担を伴う当補助金の性格からして、適切ではないと考える。</p> <p>八尾市は要綱を見直し、「事業実施前に補助金の交付を申請する」ように申請手続きを改めるべきである。また、現在は事業内容変更について要綱に定めがないが、補助金申請時と事情が大きく変り、補助金申請後に事業の一部を変更する必要があるケースも想定される。事業内容変更の要望に対応しつつ、補助金支出の公正性を確保できるように、申請後の事業内容変更は「事業変更届書の市長への提出とその承認が要る」との定めを設けるべきである。</p>	<p>申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を予定しています。申請後の事業内容変更に関する手続きについても同時に行います。</p>
<p>4</p>	<p>連続した補助に対する一定の制限</p>	<p>本来、商業共同施設は、設置者の負担で改修すべきところを一定の公共性が認められる点を考慮して、八尾市が工事代金の一部を補助するのであり、公金を支出する以上は無制限に補助するものではない。一度補助を受けた後、合理的な期間が経過していないにもかかわらず、同一団体に同一箇所、同一施設の工事について連続して補助することの必要性は原則的には認められないと考える。しかし、現在の要綱にその制限はない。八尾市は一度補助した後、合理的な期間が経過するまでは同一の団体に対し、同一箇所、同一の施設の工事について連続して補助しないとする制限を要綱上で設けるべきである。合理的な期間とは例えば、当該施設の経済的、機能的な耐用年数が目安になると考える。</p>	<p>商店街等によって規模等が異なるため、補助を受けた団体が連続して補助を受けることができない期間を設けることは難しいと考えます。しかし、要綱改正により「原則」として補助の連続性は認めないことを規定する予定です。</p>

62) 地域商業活性化事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	決算報告書の不備	要綱第 8 条の規定により補助金の交付を受けた団体から決算報告書を入手している。平成 14 年度に入手した決算報告書のうち、1 件「どどんまつり盆おどり大会:高安駅西整備振興会」の提出した決算報告書の収支が一致していない。収入の部は自己資金 319 千円と市補助金 200 千円と合わせて合計で 519 千円となっているが支出の部には演出興業費 200 千円の記載が在るだけで、支出 319 千円分が記載洩れとなっている。八尾市は支出の記載洩れを見落としたまま受領している。決算報告書は補助金を申請したとおりに事業が実施され、当該事業が補助金交付要件を満たしていることを資金面から裏づける証拠資料であるから受領時に慎重に確認する必要がある。	平成 15 年 4 月 1 日において、補助金交付等の手続の要綱改正を行い、実施前に申請、交付決定を行ない、実績報告書提出後に補助金を確定し、交付することになったことにより、決算書等をより慎重に確認できるシステムとしております。
2		事業実績の把握が不十分	八尾市は要綱第 8 条の規定により案内書、チラシ、リーフレット等の入手に努めており、事業が実施された事実は把握している。しかし、例えば地域における催し物の参加人数を把握するなどの事業の評価が十分に実施されていない。そのため、商業活性化事業を実施して、市内の商業の振興にどの程度効果があったのか不明確である。当補助制度の対象事業としては、別表第 1 に掲げる事業種別の「地域における催し物等」、すなわちイベント事業が多い。イベント開催時にアンケートを実施するなどして、イベント開催が商業活性化に対してどのように効果があるか把握する必要がある。効果を把握すれば、後年の事業で事業効果の高い事業に補助金を重点配分することも可能になると考える。	イベント等を開催したことによる効果を得るために、実績報告書提出時に、必ず事業開催時の写真を添付してもらうことで効果は把握していますが、他に商業振興への効果を確認できる方法がないか検討してまいります。

63) 産業博(新技術・新製品等発表展示会)開催補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「適正化法」及び「適正化法施行令」に準じて補助金交付要綱を改訂します。

64) 八尾市消費問題研究会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	申請から補助金交付までの手続きについて要綱改正を予定しています。

2		証拠書類の保存が不十分	<p>八尾市消費問題研究会は収支決算を記載した事業実績報告書により市長に事業の実績を報告している。平成 14 年度補助金交付額 200 千円の用途について、収支決算書では研修費 57 千円、会議費 102 千円、通信連絡費 20 千円、他団体協力費 25 千円に支出したとしている。しかし、領収書等の証拠書類の提示を求めたところ、領収書や会議などのパンフレットの一部分が破棄されており、用途の全額は確認できなかった。また、所管部署である産業振興室でも把握していなかった。</p> <p>八尾市は事業実績報告書だけでなく、領収書等もチェックして支出実績を確認することが必要であり、八尾市消費問題研究会も証拠書類を適切に保存するべきである。</p>	<p>事業実績報告書だけでなく、支出実績を確認するように、八尾市消費問題研究会にも証拠書類を適切に保存するよう指導しました。</p>
3		事業評価が不十分	<p>八尾市消費問題研究会は補助事業等の成果を記載した事業実績報告書により市長に報告をしている。しかし、事業実績報告書の内容が八尾市消費問題研究会の活動日と活動のタイトルのみのものであり、消費者啓発活動及び消費者教育の推進並びに消費者活動に関する事業の成果(相談件数など)の把握ができない。また、所管部署である産業振興室も事業の成果について十分な報告を受けておらず、他の方法によっても把握していない。補助金の成果を適切に把握できなければ、補助金額の増額や減額もできないことから、八尾市消費問題研究会への補助金額は毎年度一定額となっている。近年、消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっている。本来これらの問題には消費者センターが対処するべきであるが、公の消費者センターが設置されるまで、八尾市では専門員 1 名と消費問題研究会が対応するしかない。八尾市は専門員を平成 15 年 11 月より 2 名に増員している。公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフを増員する、また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上することが必要と思われる。</p> <p>事業の成果を例えば相談件数、トレイ・牛乳パック回収量、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に反映させ、場合によっては増額も検討すべきである</p>	<p>消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっているなか、公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフの増員を検討し、研修会を実施するようにします。また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上するよう検討します。</p> <p>事業の成果を例えば相談件数、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に反映させ、場合によっては増額も検討します。</p>

65) 特産物指定産地育成事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	交付要綱については改正作業中です。

2	事業実績の把握が不十分	<p>要綱第 9 条の規定によると補助事業者は補助事業が完了したときは、事業実績報告書に収支清算書及びその他必要な書類を添えて提出しなければならない、とあり、八尾市は事業実績報告書と収支清算書を入手している。しかし、事業実績報告書の内容が事業の収支決算の記載のみであり、具体的にどのような事業を行い、どのような効果をあげているのかの状況が把握できない。また、所管部署である産業振興室では他の方法によっても把握していない。当補助金制度の創設当時に農家数等を根拠に補助金額を決定した経緯があると思われるが、当補助金制度の創設から既に長い年月を経ており、現在の各産地の農業の状況に格差が生じている。これに対して、平成 4 年度以降、補助金総額は毎年度同額であるうえ、各団体に対する補助金額は毎年ほとんど同額となっている。平成 14 年度に久宝寺促成出荷組合に対する補助金額を 20 万円減らして、南高安相互出荷・堆肥研究会に対する補助金額を 20 万円増額した動きがみられる程度である。</p> <p>産地の育成によりブランド化を図るためには、適地適産の進捗度合に応じて、事業効果の高いものを重点的に補助しなければ、効率的に目標を達成することはできない。例えば、特産物を指定した地区には、ブランド化が図れた特産物を生産する団体とブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体がある。出荷規格改善は本来、農業者が自己の負担で実施すべきものであるから、ブランド化が図れた特産物を生産する団体は補助対象から外すことも検討すべきである。また、ブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から外すことも検討すべきである。そのために、毎年度、出荷高、シェア等の指標で事業効果を適切に測定し、当補助金の事業実績(適地適産の進捗度合)を評価する必要がある。</p>	<p>シェア等の把握が困難なものが多く、ブランド化の測定が難しいと思われます。</p> <p>当面、指定産地の補助団体の会員数や栽培面積、出荷状況等の把握に努め、その推移をみながら、当補助金の効果的な支出方法を検討してまいりたいと考えております。</p>
---	-------------	---	---

66) 八尾造園緑化事業協同組合補助金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	産業振興室	事実と異なる実績報告	平成 14 年度の補助事業の収支清算書において、事実と異なる金額を記載して報告されていた。適正な収支清算書を入手すべきである。	修正済の実績報告書(収支清算書)を徴収しました。
2		総会・役員会開催日記載誤り	平成 14 年度の事業実績報告書によると、総会の開催日、役員会の開催日ともに事実と異なる報告がなされていた。	修正済の実績報告書を徴収しました。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	補助金を平成 16 年度より廃止の予定としています。

2	補助金の廃止に向けた検討	<p>八尾造園緑化事業協同組合は、農地で苗木を育てる等の活動により農地の保全に一定の役割を果たしていたものの、当該苗木を育てる等の活動が少なくなってきたこと、当該補助金の必要性は薄れてきたと考えられる。次に、事業実績報告書と収支清算書の内容が会議の開催日と総合的な調査・研究を行った旨の記載のみであり、具体的な事業内容が把握できない。そして、事業実績報告及び収支清算書の記載事項も事実と異なる報告がなされているため、八尾造園緑化事業協同組合の育成強化を図り、植木及び造園等に関する情報交換及び調査研究活動を促進した事実(植木・園芸の近代的推進と若手技術者養成)が把握できない。また、所管部署である産業振興室でも把握していない。さらに、平成14年度の調査研究活動について、剪定くずの堆肥化を調査・研究していたとのことであるが、その研究報告書の提示を求めたところ、研究報告書は確認できなかった。過去、数年分の調査研究活動についても同様であった。平成14年度に各種機械器具取扱講習会と農薬講習会の開催を予定していた。各種機械器具取扱講習会は人数が集まらなかったため、開催を断念している。また、農薬講習会については農薬取締法が大幅に改正されたため、農業協同組合が農薬説明会を開催することになり、そちらに参加することで代替したとのことである。ただし、八尾造園緑化事業協同組合員の誰が、いつ参加したのか一切、記録がないため活動状況を確認できなかった。以上のことから植木及び造園等に関する情報交換及び調査研究活動が活発に実施されているとは客観的に認められず、補助金の効果が不透明である。補助金の効果が不透明である団体へ補助する積極的な理由は見当たらない。仮に当補助制度を廃止したとしても、八尾造園緑化事業協同組合は平成14年1月1日から平成14年12月31日までの一年間におよそ22,992千円の自己収入があり、現在の補助金額が84千円であることから組合の存続に影響はないと考えられる。したがって、当補助金制度は廃止すべきである。</p>	補助金を平成16年度より廃止の予定としています。
---	--------------	--	--------------------------

67)大阪府北部農業共済組合事業運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	交付要綱の改正作業中です。
2		大阪府北部農業共済組合と経費節減の交渉	大阪府北部の八尾市他関係 21 市町から組合に対して経費を節減するように求めているが、関係 21 市町が運営費を補助しているの で、市単独で交渉を行いくるのが実情である。八尾市は、平成 12 年農業センサスの総農家数が 1,313 戸と関係 21 市町の中で上位 4 番目に位置しているため、比較的、多額の運営費を補助している。 総農家数が多い自治体としてより積極的に他の関係市町に働きか けて組合に経費を節減するように求めていくべきである。	従来より経費節減を求めているところですが、今後も関 係市町とともに、一層の効率的運営を求めてまいりたいと 考えております。

68) コンポスト助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	資源循環課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	購入者への現地調査に代わる方法として、平成16年度から、助成対象者の条件に、「ごみ減量及び堆肥化についての状況報告等ができる者」を追加する等、要綱を改正しました。
2		補助事業方法の見直し	<p>生ごみ堆肥化容器を使用すれば、生ごみが堆肥に転じることで生ごみの減量化が図れるのは事実である。これは「一般家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による有効利用を促進する」目的に沿ったものであり、八尾市のごみ減量施策にも合致する。しかし、「生ごみの減量効果」に目を向けると、生ごみ堆肥化容器の助成台数は平成14年度末で累計517台であり、八尾市の推計世帯数104,129世帯(平成14年9月現在)に比べて、生ごみ堆肥化容器による「生ごみの減量効果」は僅かと推定できる。また、「堆肥化による有効利用」に目を向けると、少量の堆肥ならばともかく、生ごみ堆肥化容器によって生まれる大量の堆肥を有効に利用できる家庭は限られる。堆肥の活用をするには、家庭菜園、園芸等の手入れを積極的に行い、広い庭や畑が必要だからである。「生ごみの減量効果」、「堆肥化による有効利用」とも助成を受けた者がコンポストを使い続けていることが前提となるが、八尾市は現在も使い続けているかどうかの調査を実施していない。補助を継続する以上、少なくとも2、3年前に助成した者についての使用状況の調査を実施すべきである。このように物量面での効果は限定的である一方、八尾市は、生ごみ堆肥化容器によるゴミ減量化を市民に広くPRし、意識面で生ごみ減量施策を訴える効果に期待が大きいと考えている。</p> <p>しかし、助成台数の年次推移(注1)をみると、当補助制度は導入時の平成5年、平成6年は助成台数が203台、112台と、多くの助成実績があったものの平成7年以降急激に助成台数が落ち込んでいる。そして平成11年度以降は20台を超える実績はない。助成台数を見る限り、生ごみ堆肥化容器を市民に広くPRし、意識面で生ごみ減量施策を訴える効果は導入後、数年で急に失速しており、当補助制度の役割は減少してきていると思われる。八尾市はゴミ減量化を広く市民にPRする効果に期待するのならば、コンポスト助成台数が増加する施策、例えば販売業者を特定しない等の施策を実施すべきである。当該施策を実施しても助成台数が増えないのであれば、当補助制度は廃止を含めて見直すべきである。</p>	<p>ごみ減量の施策として、ごみ全体の中で6割強を占める可燃ごみの減量は必要であり、その中でも約3割を占める生ごみの減量・リサイクルする施策を多く持つことは重要と考えます。ここ数年助成件数は20件を超えていない実情ですが、利用を求める市民がいることも事実であり、市政だより等の助成記事が市民に対するごみ減量のPRに繋がり、減量意識を広める効果があると考えます。</p> <p>また、費用対効果の観点から見ると、助成費用は、1台あたり3,000円ですが、八尾市は1kg当たり12.9円で大阪市の焼却委託をしており、助成世帯が生ごみをコンポストで処理したとすると、一世帯当たり年間2,056円の焼却費用減となり、コンポストを2年使用するだけで、助成費用を上回るようになります。コンポストは10年近くの使用は可能であり、費用対効果から考えて、継続していきたいと考えます。</p> <p>助成台数増加の施策として、平成16年度から、購入前申請から購入後申請とし、特定販売業者での購入制度を廃止する等、要綱を改正しました。</p> <p>なお、使用状況の調査については、助成金交付者に対するアンケート調査の実施を考えています。</p>

69) 公害防止資金融資利子補給金

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	措置の内容と改善の方針
1	環境総務室	請求手続きの遅延	平成 14 年度上半期分の利子補給請求手続きについて、利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金交付請求書を上半期の終了の日(7月31日)から起算して1ヵ月以内に市長に提出しなければならないとあるが(規則第17条)、平成14年10月25日付けで請求されており、規則違反となっていた。請求期限は補給金交付要件の事実確認を速やかに実施するために規則上設けられたと考えられるので遵守すべきである。	融資規則並びに融資事務取扱細則に則り、利子補給金の交付事務につき適切に対処してまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	「適正化法」及び施行予定の「八尾市補助金交付規則」に基づき融資規則等を改訂してまいります。
2		補助金の廃止に向けた検討	公害防止は、公害を発生させた中小事業者の責任であり、本来、事業者が自己の負担で措置すべきものである。これに対し当補助制度は、公害防止条例により緊急的に措置する場合、一時的に中小企業者に過重な負担となることに配慮して、公害防止と中小企業支援という公益性から、補助するものである。特に、当補助制度が創設された当時はカラオケブームによる騒音への苦情が多発し騒音対策を中心に当補助制度の果たす役割は大きかったと考えられる。しかし、現在、八尾市内で公害問題が急増するような状況にはない。近年、公害防止資金融資の新規融資事例もなく、僅か利用件数が3件で年数万円の実績しかない。公害防止対策上、中小事業者に対する公害防止対策資金の融資制度は今後も必要と考えるが、市中金利が低い状態が継続しており、利子補給金制度は金銭面から公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る効果があるとは、ほとんど認められない。以上の状況から当補助制度は既に役割を終えたと考えるべきである。八尾市も今後「環境管理の国際規格であるISO14001の認証取得補助」、「低公害車の取得補助」など他の有効な施策の方が公害の防止を促進し、もって市民の生活環境の改善を図る手段として有効であると考えている。当補助制度は廃止すべきである。	利子補給制度については、「休止」若しくは「廃止」を検討していきます。これに併せて、「八尾市中小企業公害防止資金融資規則」や「八尾市中小企業公害防止資金融資事務取扱細則」の一部改正等を行ってまいります。

70) 合併処理浄化槽設置費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	環境総務室	補助金の廃止に向けた検討	<p>当補助金制度の目的は下水道整備までの暫定対策として、汲み取り式や単独処理浄化槽を設置するところを合併処理浄化槽に誘導することで河川の汚濁負荷を軽減して「公共用水域の水質及び生活環境の保全」並びに「公衆衛生の向上」を図ることにあった。しかし、平成 12 年の国の法律改正により単独処理浄化槽が設置できなくなったので、補助金による誘導がなくても合併処理浄化槽の普及は見込まれる。したがって、当補助は役割を終えたものとして廃止するのが適当である。</p> <p>ただし、八尾市の下水道普及率は 65%程度であり、今後も年 3%以下の普及率アップしか見込まれていない。下水道普及が遅れる場合、当面の間下水道普及が見込まれない地域も生じる。その間、家主が自ら合併処理浄化槽への改造工事をするまで、既存の汲み取り式や単独処理浄化槽の家屋は生活雑排水を河川に流し続けることになり、環境面からは問題である。これに対しては、八尾市は従来から当補助制度と並行して、台所排水をできるだけ汚さずに河川に流すように啓発活動を実施している。下水道普及が遅れる場合、啓発活動の継続と拡充が望まれる。</p>	<p>補助制度につきましては、平成 15 年 4 月をもって受付を終了し、平成 15 年度末をもって補助事業を終えております。今後、八尾市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の廃止手続きを行う予定です。</p>

71) 「交通事故をなくす運動」八尾市推進本部補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。</p>	<p>補助金交付要綱の不備の点について、要綱改正を平成 16 年 4 月 1 日付で行いました。</p>
2		要綱の規定不備	<p>補助金確定の手続きを要綱では定めていない。補助金交付要綱において補助金確定手続を規定するべきである。現在、毎年 5 月頃に補助金を支出しているが、補助金額確定前(事業計画書入手後)に支出しているのは、当協会の資金繰りの都合上必要なためとのものである。補助金額確定前に支出することが必要であれば、概算払と精算の手続きを要綱上、設けるべきである。</p>	<p>補助金交付要綱第 4 条にて、補助金の額について規定しました。</p>
3		予算報告と異なる実支出の場合の処理	<p>平成 14 年度の本部の予算における講師謝礼予算額は 185 千円であったが、収支決算書における講師謝礼額は 289 千円であった。予算額の 1.56 倍の実支出である。提出時の支出明細と異なっていた支出内容である場合、どの程度まで流用を認めてよいのか、本部では規定されていない。年度開始時に八尾市に対して事業計画書、収支予算書を提出し、八尾市の承認を得ている以上、予算に対する統制が図れるよう本部において規定する必要がある。</p>	<p>補助金交付要綱第 9 条にて、事業計画の変更があった場合の対処事項について規定しました。</p>

4		入手書類の様式不備	事業計画書、事業実績報告書について、平成 14 年度で実際に作成・入手しているものと要綱に指定される書類様式第3号、第7号とは異なっていた。入手している情報内容として不足はないが、要綱に従った様式で入手されることが望ましい。	各種様式の番号を要綱の規程にあわせるよう修正しました。
5		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	本部の事務局は八尾市都市整備部交通対策課内にあり、交通対策課職員は業務時間内で本部事務局としての業務及び事業活動を行っている。したがって、実態は交通対策課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は本部への補助金と実質的には同じである。本部への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	本市の事務事業評価により「交通安全啓発事業」として評価しています。

72) 八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	現在改善方針につき検討を行っております。
3		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第3条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60～70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	現在改善方針につき検討を行っております。

73) 特別防犯灯新設補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

74) 防犯灯電気料金補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		補助金額の算定基準日の見直し	補助対象は9月1日時点設置の防犯灯であることを条件としているが、補助申請の添付書類は7月の電気料金請求書・領収書であり、9月1日時点設置していることが確かめられていない。一方、9月1日時点で設置していることを補助対象とすることの根拠はない。担当者によると、事務手続き上9月の請求書・領収書を入手後に補助金を支払うこととした場合は、事務手続き(補助金申請書のチェック等の手続き)に時間がかかり、3月末までに補助金を交付することができないため、7月の請求書・領収書を入手しているとのことである。9月2日以降に設置された防犯灯へは補助金が交付されないため、公平性の点での問題もある。少なくとも会計年度の半分である9月30日時点までに設置された防犯灯に対しては補助対象とすべきと考える。したがって、年度初めの4月1日時点を設置基準日として交付申請書提出期日を6月末までとし(第1回目の提出期日)、4月1日以降9月末までに設置された防犯灯については事務手続きの所要時間を考慮した上で交付申請書提出期日を11月末とし(第2回目の提出期日)、補助金を交付することを提案する。これにより、事務手続きが3月末までに間に合うことができるうえ、補助対象の公平性の問題もある程度解決できる。	現在改善方針につき検討を行っております。

75)八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。
2		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾市自治推進委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	現在改善方針につき検討を行っております。
3		要綱の規定不備	補助に係る手続きの流れは、要綱に従い、補助交付申請後、補助金交付決定、補助金交付請求を受け、補助金交付(7月頃)、事業報告(次年度7月)となっている。しかし、適正化法では、補助金は実績報告後に補助金を確定し、その後交付する手続きが規定されており、また、補助金を確定前に交付する場合は例外的に概算払によることが認められている。したがって、当要綱は当法律の手続きと整合していない。要綱第5条において、「補助金の交付決定を受けたときは、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない」とあるが、「補助金の交付決定後、実績報告を受け、補助金確定通知を発行した場合、速やかに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、補助金確定通知前に補助金の概算払を請求することができる。」という内容へ変更する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

4		補助金の見直し	<p>八尾市における防犯施策の実施体制変更に伴い今後の安全施策に関する八尾市と協議会の役割分担及びそれに伴う補助の必要性の再検討が望まれる。</p> <p>また、補助金額 1,090 千円は協議会の事業計画を根拠に以前決定したとのことであるが(決定時期は不明)、その後、昭和 60 年以後据え置きのみである。現在の事業計画に対しては関連性のない補助金額となっており、現在は 1,090 千円の範囲内で実施可能である事業を実施していると判断せざるを得ない。補助効果に見合った補助金額を決定すべきである。そのためには補助すべき事業内容を再検討する必要がある。安全面の施策は原則的に八尾市が実施し、八尾市が直接に実施するよりも協議会が実施したほうが有効な事業については協議会へ補助するといった、運営費補助ではなく事業費補助という形態を採用することが望ましい。</p>	現在改善方針につき検討を行っております。
---	--	---------	--	----------------------

76) 水洗便所改造補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

2		補助金額の設定が不適當	<p>現在、補助金額は改造工事 1 件につき 1 万円である。現在の金額は財政的な事情を考慮しているのであろうが、融資あっ旋制度利用者の利子とのバランスを図ってこの水準に設定している。水洗化改造工事は通常、およそ 30 万円～40 万円程度を要するとされており、工事の障害となっている。補助金 1 万円では補助率にして 2.5～3.3 パーセントしかなく、通常、補助金があるから早期に水洗化工事を実施しようという誘導は働くとは考えられない。事実、所管部署では当補助金の利用者から「1 万円ではもらえるものはもらっておく程度にしかない」との声を多く聞くとのことである。水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図るというには補助金額が少な過ぎると考えられる。</p> <p>水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図る目的を効果的に達成するためには、改造工事を実施する際の補助として有効な水準まで補助金額を増額するべきである。事実、大阪府下の他の市町でも八尾市より多い 20 千円から上は 100 千円まで例がみられる(平成 13 年 9 月 17 日付「府下各市の水洗化助成制度に関する調査結果」による)。</p> <p>その場合、融資あっ旋制度利用者との公平性を欠くとの問題もあるが、9 割の市民が補助金制度を利用しているのが実態である。また、下水道普及地域で水洗便所に改造することは、八尾市に下水道使用料収入が見込めるため財政面でも八尾市にとってプラスである。</p> <p>また、単に増額するだけでなく、工事を実施した年度で差をつけるべきである。現在は下水の処理を開始すべき日から 3 年以内に改造工事をして下水道に接続した者に一律に 1 万円としているが、早期に改造工事をした方が、水洗便所の普及を促進し、もって環境衛生の向上を図る目的に沿っているのであるから、初年度を多くし、2 年目、3 年目と段階的に減額するのが望ましいと考える。年度ごとに格差をつけても早く改造工事を実施した者の方が早期に下水道使用料を負担するので公平性は保たれる。これも大阪府下の市町で例が見られる。</p>	現在改善方針につき検討を行っております。
---	--	-------------	---	----------------------

77) 日本下水道事業団補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
----	-----	----	-----------	----------------

1	下水道総務課	補助金処理の見直し	事実上、負担が強制される支出なので補助金ではなく、負担金で処理すべきである。実際に負担金で処理している市が多いうえ、事業団からの案内にも負担金で読みかえてよいとの記述がある。八尾市も次年度から負担金で処理する方針である。	現在改善方針につき検討を行っております。
---	--------	-----------	--	----------------------

78)「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	河川課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	現在改善方針につき検討を行っております。

79)久宝寺寺内町まちづくり助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	まちづくり推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を図ります。
2		要綱の整備	要綱上、補助金返還規定、工事変更規定が無い。市民に配布するパンフレットで運用しているとのことであるが、市の裁量部分がなくなるように要綱上、明記するべきである。	平成 16 年 4 月 1 日付けで要綱改正を行いました。

3		補助効果の把握が不十分、補助金廃止後の課題	<p>八尾市は補助効果の把握が十分でなかった。魅力ある都市景観の形成を目的とした事業の性質から、その補助効果は把握しにくい面もあるが、八尾市は寺内町の整備構想策定段階の平成 2 年度と、平成 14 年度の補助制度見直しに際して実施した住民意識調査しかデータをとっていないかった。民間家屋等への補助事業の効果は、道路、水路、公園等の都市施設整備の進捗とあいまって、寺内町地域全体の保全整備事業の効果として次第に市民に認知されるものであると考える。一定期間ごとに、定量的な評価指標を使用して効果を把握するなどすれば、後年のまちづくりに活用できたと考えられることから、定期的、継続的に適切な評価指標により補助効果を把握すべきであった。当補助金は 5 年後の平成 19 年に廃止する予定である。地域の景観を形成する重要な要素である「特に優れた町屋・社寺」について約 4 割が未改修であるため今後一定期間の事業継続は必要と考えられるが、八尾市の基本方針である「住民主導のまちづくり」へ移行していくためには、永続的に私的住居・建物への補助の継続は適当ではなく、廃止は妥当である。</p> <p>本来、まちの景観は何世代にも亘って少しずつ形成されていくものであり、まちづくりには長期の視点が不可欠である。長期的視点にたつて八尾市の基本方針である「住民主導のまちづくり」の継続を考えた場合、母体となる住民ネットワークの構築をどうするか、建物の老朽化対策をどうするか、修繕計画をどうするか、外部の支援団体の活用をどうするか等、解決すべき個別課題は多数ある。これらの課題に対しては、住民から構成される「久宝寺寺内町まちづくり推進協議会」が中心に解決策を模索することになるが、難しい課題もある。</p> <p>八尾市は住民主導のまちづくりを見守りつつ、まちづくりが行き詰まった場合など必要な時には、住民に対して、情報提供や提案を行うべきである。そのためには、継続した事業評価は欠かせないと考える。</p>	平成 14 年度に事業効果の把握をしたものであるが、今後一定期間の事業の進捗を伺いながら、事業評価を行います。
---	--	-----------------------	---	---

80) 生垣等設置奨励助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	みどり室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則に基づき改訂予定です。

2		生垣設置奨励助成対象範囲について	生垣設置費用の助成対象は、八尾市緑化条例施行規則の別表3では、「新設」となっているが、現在は植え替え設置の場合にも助成が行われている。緑化の推進という奨励助成の趣旨から運用上、「新設」の意味を広く解釈して対応しているとのことであるが、「新設」の意味を緑化条例施行規則で明確にして、運用することが望まれる。	「新設」の意味を「新たに設置する場合のみ」とし運用の予定です。
3		生垣設置奨励助成要綱の見直しについて	(A)生垣設置確認 生垣設置完了後、現地をみどり室の担当者が現地確認し、様式第6号「生垣設置確認調書」を作成しているが、要綱上は様式第6号により現地確認報告を行う記載になっていない。要綱第7条を「…現地を確認し、生垣設置確認調書(様式6号)により、助成金の交付について確定し、速やかに生垣設置奨励助成金交付確定通知書(様式第5号)により…」に修正するのが望ましい。 (B)支払に関する手続 交付確定後の支払に関する手続の記載がないので第7条第2項として、「前項の規定により、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付確定通知書を受けとった日以後、速やかに助成金交付請求書(様式7号)を提出しなければならない」と修正するのが望ましい。	ご指摘の内容につきましては修正を行いました。
4		生垣設置奨励助成の必要性の検討について	新設置助成件数は、平成12年度1件、平成13年度2件、平成14年度6件と少なく、助成開始後17年経過しており、また、本来、生垣設置費用は設置者が負担すべきものであり、助成の必要性が薄らいだと思われるので、助成の廃止も検討すべきである。	指摘事項について検討中です。

81)大阪外環状線鉄道建設費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	まちづくり推進室	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改訂する必要がある。	八尾市補助金交付規則を受けて一定の整理を図ります。

82)バスカ - ドシステム整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	要綱の表現が不正確	要綱第7条にある「公共交通移動円滑化整備費補助金交付決定通知書の…」とあるのは、「自動車事故対策費補助金交付決定通知書の…」の誤りであった。しかし、実際の補助金は、正しく自動車事故対策費補助金の手続きにより、算定していた。	要綱の文言の誤りについて、訂正を行いました。

2		領収書の入手不備	八尾市は、バスカードシステム設備設置工事業者が作成した完成工事届、請求書をバス事業会社経由で入手している。しかし、領収書について、八尾市はバス事業会社に対して提出を要請していなかったため、入手していなかった。当補助対象事業は単発的な取引であり、工事等単発的な取引については、工事業者発行の領収書を八尾市へ提出させるよう指導することが望ましい。 領収書原本の入手が不可能であれば、原本を八尾市担当者が確認した後領収書コピーを入手し、その旨の記録を領収書コピーに行うことが必要である。	領収書については、工事業者発行の領収書を八尾市に対して提出を受けました。
---	--	----------	---	--------------------------------------

83)八尾市私道舗装助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	取り組み等の内容と改善の方針
1	土木工営所	補助率の見直し	当該事業については、補助率は当初(昭和 48 年)市が 2 分の 1 負担、地元住民が 2 分の 1 負担だったのが、全額八尾市負担へと補助率が高くなっていった経緯がある。しかし、個人の財産価値を高める工事代金を補助対象とする補助金の補助率を 100%とする根拠はない。補助金交付基準の、「健全な財政基盤の確立のために、聖域を設けることなく、行政全般について見直しを図る」という趣旨を汲んで、当該補助率についても八尾市補助金等交付基準に従った見直しが必要と考える。	補助率の負担割については、相当の歴史・経緯があり将来に向けての補助率縮減を目指していくには、論議・協議等時間が必要です。 平成 16 年度については、見直し案を前提にして補助対象基準の明確化と市事業としての取り組みも視野に入れて検討を図ります。
2		助成金交付先の請求書・領収書の入手	工事請負契約書の提出は要求されているが工事業者からの領収書等、請求書等の提出は要綱上定められていない。しかし、交付された助成金が実際に全額補助対象工事に支出されることを確認するために、八尾市は事後であっても領収書を入手し検証することが必要であり、これを要綱条定めるべきである。また、支出内容を確認するために、工事完了届と同時に請求書の写しを入手することも必要であり、請求書の提出も要綱上定めるべきである。	工事契約は、地元申請者と施工業者とで交わされており、工事請負契約書の写しの提出を求めています。 又、支払いについては、直接施工業者へ支払いできる手続きとして「代理受理」制度も取り入れています。 助成金の支出を確認していくために、平成 16 年度より、請求書・領収書を入手しています。